

高齢者支援課

1. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

① 予算案及び対象事業の拡充

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）令和2年度予算案については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分の整備に向けた、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を含めた施設整備や、多様な人材の参入促進や介護ロボット、ICT等の導入を通じた労働環境の改善等による介護人材の確保を推進するため、824.1億円（うち国費549.4億円）（前年度同額）を計上している。

[内訳]

介護施設等の整備分 700.5億円（うち国費467.0億円）（前年度同額）
介護従事者の確保分 123.6億円（うち国費82.4億円）（前年度同額）

- また、それぞれのメニューについて、拡充を行うこととしている。
メニューの詳細については、事務連絡（令和元年12月20日付老健局高齢者支援課・振興課事務連絡「令和2年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等について」）の発出後、都道府県等から問い合わせの多い事項を踏まえて、介護施設等の整備分に関する管理運営要領（案）及びQ&Aを作成するとともに、概要資料（※）を修正したので、別紙のとおりお示しする。

（※）12月20日にお示ししたものに、内容の追加及び修正を加えたもの。

- これを踏まえて、各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をお願いしたい。
その際、地方自治体の予算措置を待たずに事業者に必要な支援を迅速に行うことができるよう、基金残高の取崩しによる拡充メニュー事業の早期実施も検討されたい。

- なお、令和2年度予算（介護分）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、引き続き柔軟に対応することとしている（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）（※）。

（※）これは、過年度に交付されたものや、令和2年度予算（案）を国から都道府県へ交付した後に、基金造成事業に要する各区分（介護施設等の整備分、介護従事者の確保分）の経費の配分変更を認める趣旨ではなく、国における都道府県への予算の配分について、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分それぞれの国の予算枠にとらわれず一体的な交付を行う趣旨であるので留意すること。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューの拡充案

基金の拡充事項	概要	対象施設	補助単価（最大）	対象地域	期限
介護施設等の大規模修繕・耐震化、介護ロボット・ICT導入支援	○介護施設等の新規整備（小規模多機能型、認知症高齢者GH、定期巡回などの地域密着型サービスでも可）を条件に、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補助 ※新規整備する施設と大規模修繕・耐震化する施設の場合は、同一敷地内や近隣に限定されない ※両方にかかる整備計画を1～4年程度の範囲内で策定 ○これに加えて、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入について補助	定員30人以上の ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ※なお、介護ロボット・ICT補助は、定員規模は問わず、上記4施設以外の ・介護付きホーム（特定施設） ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等についても対象	【大規模修繕・耐震化】 112.8万円／定員 【介護ロボット・ICT】 42万円／定員	全国	令和5年度まで
介護付きホームの整備促進	○介護付きホームを施設整備費等の補助対象に加える	・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。以下同じ。）	【①開設準備経費】（設備整備等） 83.9万円／定員 【②施設整備費】 44.8万円／定員（定員29人以下に限る） 【③定期借地権設定のための一時金支援】 路線価額の1／4	【①開設準備経費】（設備整備等） 全国 【②施設整備費及び③定期借地権設定のための一時金支援】 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限る	なし
介護職員の宿舎施設整備	○介護施設等の事業者が職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助	定員規模は問わず、 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設） ・介護付きホーム ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	補助率：1／3 ※1定員あたり33㎡以下が補助基準額 ※新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限り）、既存建物を改修した整備も対象 ※家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉にすること	全国	令和5年度まで
ショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援	○多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に加える	定員規模は問わず、 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	73.4万円／定員	全国	なし
介護予防拠点（通いの場等）における防災の意識啓発の取組支援	○介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助	・介護予防拠点（通いの場等）	10万円／か所	全国	なし
看取り環境の整備推進	○看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ヘッド等の設備について補助	定員規模は問わず、 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護付きホーム ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護	350万円／施設	全国	なし
共生型サービス事業所の整備推進	○障害児・者と交流することによる高齢者の自立支援の観点から、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助	・通所介護（地域密着型を含む） ・短期入所生活介護 ・（看護）小規模多機能型居宅介護	102.9万円／事業所	全国	なし

② スケジュール（予定）

3月5日	事業量調査票の発出（5月8日締め切り）
4月中	厚生労働省本省による管理運営要領、留意事項通知等の関連通知の発出
5月頃	地方厚生（支）局による都道府県ヒアリング
7月頃	厚生労働省本省による都道府県への内示
2月頃	地方厚生（支）局による都道府県への交付決定
翌年度	地方厚生（支）局による都道府県への交付確定

③ その他留意事項

- 例年、予算の内示に向けて、厚生労働本省による都道府県ヒアリングを実施しているが、令和2年度から、介護従事者の確保分と同様に、地方厚生（支）局が実施する予定であるので、予めご承知おき願いたい。また、交付決定・交付確定も同様である。
- 介護施設等における木材の利用の促進及びCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の活用
 - ・ 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用にあたっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日付け雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたい。
 - ・ なお、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため申し添える。

(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和2年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、49.6億円（うち、臨時・特別の措置 37.9 億円）を計上しており、令和元年度からの変更点は以下のとおりである。
- 都道府県・政令市・中核市におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めて頂きたい。

（令和元年度からの変更点）

- i 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、緊急・時限的に、
 - ・ 定員30人以上の広域型施設への非常用自家発電設備の整備
 - ・ 定員規模に関わらず、高齢者施設等へのブロック塀等の改修整備を引き続き行うこと（本来令和元年度までのところ、令和2年度まで延長）。
 - ii 令和元年台風第15号・第19号等による長期間の断水を踏まえ、災害時に施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、給水設備の整備を補助対象事業に加えること。
 - iii 長期間の停電・断水に対応可能な容量の設備の設置を支援するため、補助上限額は設けず、事業者負担を1/4（国1/2、地方自治体1/4）とすること（※）。
- ※ 一方、補助下限額については、定員30人以上の広域型施設に関しては、総事業費500万円以上の整備に限る（非常用自家発電設備の燃料タンクのみ整備する場合を除く）。
- ※ 定員29人以下の地域密着型・小規模型施設の非常用自家発電設備は、これまで通り、定額補助。

（参考）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）（抜粋）

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- （1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
 - ・ 社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）
- （2）救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
 - ・ 社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（厚生労働省）

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

② スケジュール（予定）及びその他留意事項

○ 令和2年度予算案は、地方厚生（支）局を通じて各都道府県・指定都市・中核市宛てに、また都道府県を経由して各市町村宛てに、協議の事務連絡を発出する予定であるが、追ってご連絡する。

○ 令和2年度予算案については、予算を上回る協議となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、実施主体の地方自治体ごとに、優先順位を付して協議していただくこととしている。

このため、例えば、非常用自家発電設備の協議に当たっては、地方自治体は、管内の高齢者施設等における当該設備の保有状況を把握するなど、必要な対応を進めていただくようお願いする。

また、厚生労働省では、「防災・減災に関する緊急対策」推進の観点から、スプリンクラー設備等の整備、大規模修繕等よりも、耐震化整備、非常用自家発電・給水設備の整備、ブロック塀等の改修整備を優先採択することを考えているので、予めご承知おき願いたい。

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕等**のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たに**スプリンクラー設備等の整備**が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 〔※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設〕	定額補助	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設(300㎡未満) ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設(500㎡未満)	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、**耐震化改修**や施設の老朽化に伴う**大規模修繕等（※）**を促進 ※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業

○高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、**非常用自家発電設備**（燃料タンクを含む）、**給水設備**（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進

・非常用自家発電設備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設

・給水設備

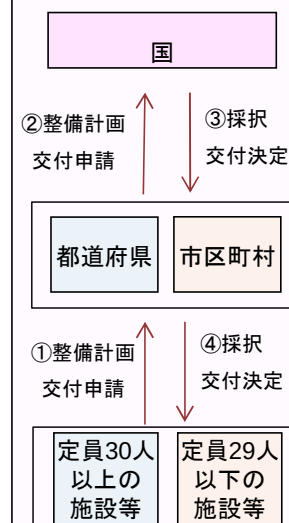
施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			なし

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要な**ブロック塀等の改修**を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

補助の流れ



(3) 特養ホーム等要配慮者施設の災害時情報共有システムの構築事業

① 予算及び事業

○ 災害発生時における高齢者施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、頂いた情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、停電施設への電源車の手配などの必要な支援策の検討等に活用させていただいている。

○ 一方で、台風第 15 号、第 19 号等の大規模災害の際には、
・ 地方自治体自体が被災し、情報収集・伝達が困難になったこと
・ 避難所の支援等に地方自治体職員のマンパワーが割かれ、情報収集・伝達が遅れたこと
等の課題が表面化したところである。

○ このため、災害発生時における高齢者施設等の被害状況等を国・地方自治体等が迅速に把握・共有し、被災した施設・事業所への迅速かつ適切な支援につなげるため、災害時に各種情報を集約するシステムを構築（※）することとしており、令和元年度補正予算において 0.1 億円を計上した。

（※）既存の介護サービス情報公表システムを改修

② スケジュール（予定）

令和 2 年

3～6 月	民間業者との委託契約等
7 月	システム案の検討
10 月	地方自治体・関係団体等への意見聴取
12 月	試作システムを構築

令和 3 年

1 月	試作システムの実証訓練
2～3 月	実証訓練を踏まえてシステム修正
4 月	システム稼働

※ 現時点の予定であり、今後変更があり得る。

介護施設・事業所における災害時の被害状況の把握や連絡事項等の情報共有の迅速化・簡素化のためのシステムを整備する。

■補助内容

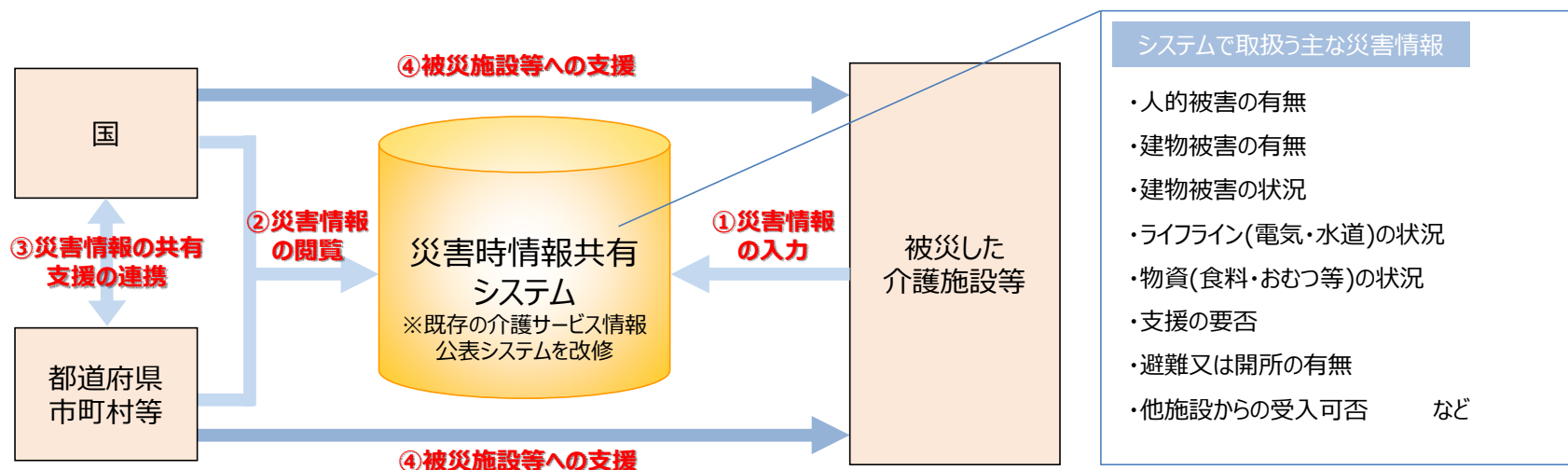
災害時に、介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で共有し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配など）を行うため、災害時の福祉に関わる各種情報を集約するシステムを構築（※）するために必要な費用の補助を行う。

※既存の介護サービス情報公表システムを改修

■対象施設 入所施設、居住系サービス事業所、通所サービス事業所

- （１）老人短期入所施設 （２）養護老人ホーム （３）特別養護老人ホーム （４）軽費老人ホーム （５）認知症高齢者グループホーム
（６）生活支援ハウス （７）介護老人保健施設 （８）介護医療院 （９）小規模多機能型居宅介護事業所
（１０）看護小規模多機能型居宅介護事業所 （１１）有料老人ホーム （１２）サービス付高齢者向け住宅
（１３）通所介護事業所（地域密着型を含む） （１４）通所リハビリテーション事業所 （１５）認知症対応型通所介護事業所

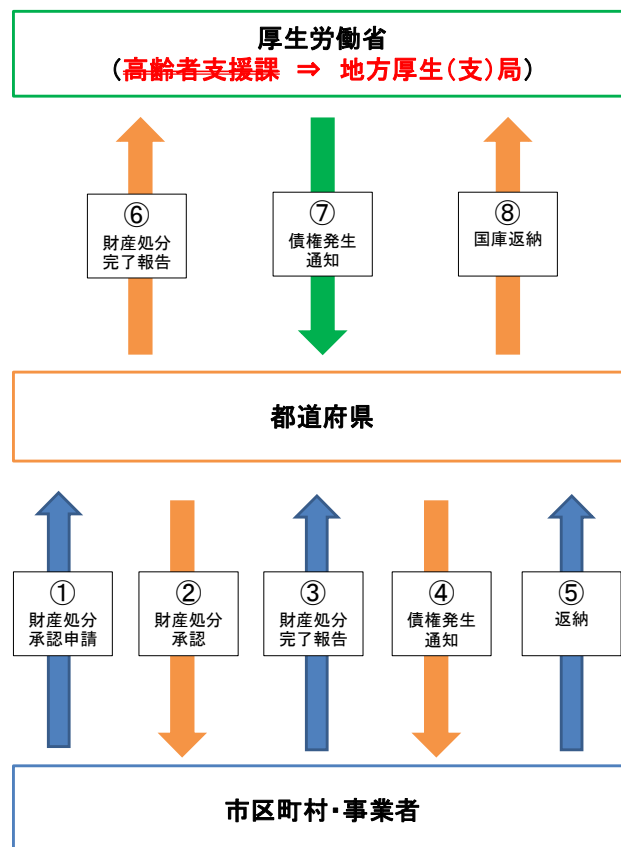
■補助実施主体 国（介護サービス情報公表システムの運用・保守の民間業者へ委託）



(4) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金の財産処分における留意事項

- 現存する基金(都道府県に設置)の場合、財産処分等により、市町村又は民間事業者等から返納があったときには、都道府県は基金に戻すことになるが、解散済みの旧基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金)の場合は戻し先がないため、都道府県は国庫への返納が必要となる。
- 具体的な手続きとしては、都道府県は財産処分が完了したときは、厚生労働省老健局高齢者支援課に財産処分が完了した旨報告し、当該完了報告に基づき、厚生労働省本省が国庫納付通知書・債権発生通知書を作成の上、都道府県に発出し、都道府県が国庫に返納している。
- 令和2年度からは、当該手続きについて、厚生労働省本省から地方厚生(支)局へ移管する予定であるので、予めご承知おき願いたい。

旧基金の財産処分に係る国庫返納までの流れ



令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューの充実案

介護離職ゼロのための量的拡充

介護サービスの質の向上

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等の新規整備を条件に、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。 ※令和5年度までの実施

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。

介護職員の宿舎施設整備（新規）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。 ※令和5年度までの実施。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。 ※令和5年度までの実施。

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災の意識啓発の取組支援（拡充）

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、介護予防拠点（通いの場等）における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。

介護施設等における看取り環境整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。

共生型サービス事業所の整備推進（新規）

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。

介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。**

（新規整備する介護施設等）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

（大規模修繕・耐震化する広域型施設）

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス



（最大補助単価）

1 定員あたり

112.8万円



（補助要件等）

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工すること。
- 令和5年度までの実施。

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、**介護付きホームを施設整備費等の補助対象に追加する。**

（拡充後の補助対象施設等）

- 現行の補助対象施設等



- **介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）**

- ※ 施設整備費については、小規模（定員29人以下）の施設に限る。
- ※ 養護老人ホーム、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）は現行も補助対象。

（最大補助単価）

- 施設整備費（下記12都道府県で実施可）

1 定員あたり 448万円

- 開設準備経費（全国で実施可）

（施設開設時の設備整備、人材募集・研修に係る経費等）

1 定員あたり 83.9万円

- 定期借地権設定のための一時金支援（下記12都道府県で実施可）

（施設用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた前払い賃料の補助）

路線価額の1/4

（補助要件等）

- 開設準備経費については、全国的に施設整備のネックとなっている人材確保の観点から、全国で実施。
- 施設整備費及び定期借地権設定のための一時金支援は、介護需要の増加が顕著である北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に限定して実施。

介護職員の宿舎施設整備（新規）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（補助率）

1 宿舎あたり

1/3



（補助基準額）

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1 定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

（整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

（補助要件等）

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関係施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。
- 令和5年度までの実施。

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

※現行の開設準備経費の補助対象
・施設開設時の設備整備
・人材募集・研修に係る経費 等

（開設時等の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 83.9 万円

（拡大後の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- **大規模修繕時**

（大規模修繕時の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症グループ
ホーム、介護付きホームの例：
1 定員あたり 42 万円

＜例①：天井の内装改修や電気設備改造と
見守りセンサー及びWi-Fi環境整備＞



＜例②：給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた
設置位置を調節可能なトイレ整備＞



＜例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた
浴槽の出入り動作の支援機器整備＞



（補助要件等）

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ICT導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。
（なお、介護ロボット・ICT以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。）
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。
- 令和5年度までの実施。

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

（現行の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

※ 定員規模は問わない。

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。

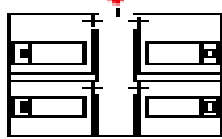


（拡大後の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム
及び併設されるショートステイ用居室

※ いずれも定員規模は問わない。

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



（最大補助単価）

1 定員あたり

73.4 万円

（補助要件等）

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1 人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点（通いの場等）における防災意識啓発の取組支援（拡充）

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、**介護予防拠点（通いの場等）における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。**

（実施主体）

市区町村
（市区町村の助成により事業者が事業を実施する場合も可）

（最大補助単価）

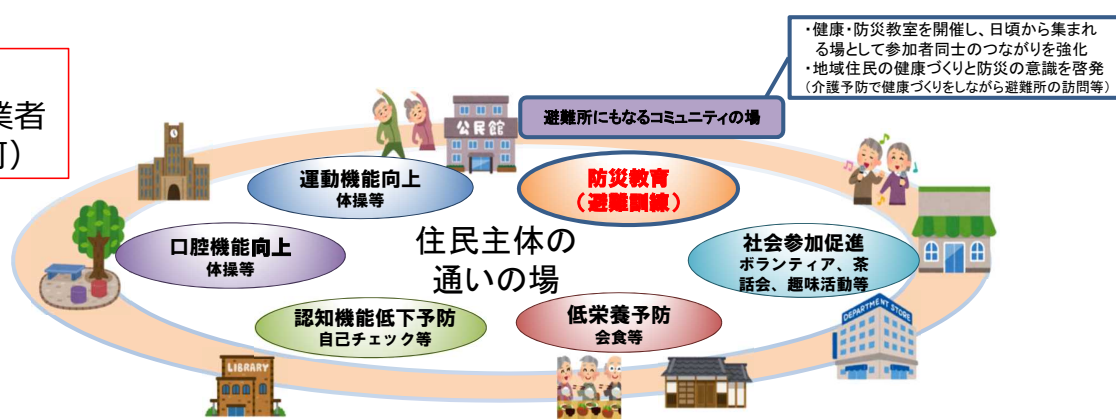
1 か所あたり
10万円

（補助対象経費）

- 介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例：予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

（補助要件等）

- 購入備品を予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例：歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業実施は必須。
- 補助は、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1 か所につき1 回限りとする。
- 介護予防拠点が、既存メニューの施設整備費の補助を受けているかは問わない。



介護施設等における看取り環境整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（最大補助単価）

1 施設あたり
350万円



<改修前の例>



<改修後の例>



（補助要件等）

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

(補助対象事業所)

- (地域密着型) 通所介護事業所
- (介護予防) 短期入所生活介護事業所
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(最大補助単価)

1 事業所あたり

102.9万円

(補助要件等)

- 共生型サービスの指定を受けた事業所(本補助事業完了までに指定を受ける見込みの既存事業所及び新規整備する事業所を含む)。

<改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修(障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える)



<設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



【参考】地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備(全体像)

令和2年度予算案 公費:701億円(国費:467億円)
※国と都道府県の負担割合2/3、1/3

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。令和2年度予算案では、**地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う(下線箇所)**

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備(土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増改築を含む)に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設(介護付き有料老人ホーム)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型サービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る)、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。
- 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。
- 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス(※)を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。＜令和5年度までの実施＞
※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設(介護付き有料老人ホーム)(いずれも定員30人以上の広域型施設を含む)

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む)に要する経費の支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。＜令和5年度までの実施＞
※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を行う。
- 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備＜令和5年度までの実施＞に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。
- 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。
- 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1~3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

別記 1－1

介護施設等の整備に関する事業

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業

次（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設等

ア 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

ウ 小規模（定員29人以下）な介護医療院

エ 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

オ 小規模（定員29人以下）の地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

カ 低所得高齢者の居住対策として「経費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型経費老人ホーム（都市型経費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル[㎡]（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

キ 認知症高齢者グループホーム

ク 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）

ケ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

サ 認知症対応型デイサービスセンター

シ 介護予防拠点（介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスBB・CCや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）

ス 地域包括支援センター

セ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下同じ。）

ソ 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

タ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の

面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

g 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）

（イ）整備区分

なお、整備区分については、創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

（（4）ウ及び（6）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 （開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）のケアハウス

（イ）整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
（1）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（2）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（3）施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（4）避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内 部改修工事
（5）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事

<u>(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</u>	<u>消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)</u> について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
<u>(7) 消融雪設備整備</u>	<u>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</u>
<u>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</u>	<u>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</u>
<u>(9) 施設の改修整備</u>	<u>施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</u>
<u>(10) その他施設における大規模な修繕等</u>	<u>特に必要と認められる上記に準ずる工事</u>

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>
<u>耐震化</u>	<u>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事</u>

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

一 施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床

- また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換(改修等

を伴わずに転換する場合を含む。)

- さらに、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等)やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援する事業を対象とする。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、別記2の(28)ロの介護ロボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ(地域のつながり)の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

(ア) 介護予防拠点((1)アの助成を受けているかは問わない。)における、

- 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費(例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費)
 - 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費
- を支援する事業を対象とする。

(イ) 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も

取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

（ウ）本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

（4）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・ 介護老人保健施設
- ・ ケアハウス

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護医療院
- ・ 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

（ア）対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、~~平成35~~令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- a 介護老人保健施設
- b 介護医療院
- c ケアハウス
- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

~~e~~ e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

~~f~~ f 認知症高齢者グループホーム

~~g~~ g 小規模多機能型居宅介護事業所

~~h~~ h 看護小規模多機能型居宅介護事業所

~~i~~ i 生活支援ハウス

~~j~~ j 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定

により登録されている賃貸住宅。サービス付き高齢者向け住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さず、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 養護老人ホーム

(オ) 軽費老人ホーム

(カ) 認知症高齢者グループホーム

(キ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

(イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

(ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都道府県を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）

とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(イ) (ア) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

(ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業

者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

- (イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- (ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- (エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- (オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

- (ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- (イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- (ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バ

コニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

(オ) 認知症高齢者グループホーム

(カ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。

増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改 修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表1-1の(3)及び(6)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

~~なお、配分基礎単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定する。~~

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類の	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

(3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表 1-1 配分基礎単価(2019年4月1日～2019年9月30日)

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
地域密着型サービス施設等の整備				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	2,000～4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の 整備（施設の整備と一体的に整備 されるものであって、都道府県知事 が必要と認めた整備を含む。）に必 要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費（工事施工のため直接必要 な事務に要する費用であって、旅費、 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費 及び設計監督料等をいい、その額は 、工事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額とす る。）。 ただし、別の負担（補助）金等 において別途補助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負費には、こ れと同等と認められる委託費及び分 担金及び適当と認められる購入費等 を含む。	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模な介護医療院	25,000～56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居 者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・都市型軽費老人ホーム	1,790 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・介護予防拠点	8,910 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・地域包括支援センター	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・生活支援ハウス	35,700 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・緊急ショートステイの整備	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
・施設内保育施設	11,900 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサ ービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着 型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
介護施設等の合築等				
・別記1-1の2の（1）アの事業対象施設と合 築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の 配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	8,910 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
・特別養護老人ホーム	1,128 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス				

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等			
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模な介護医療院			
・ 小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 都市型軽費老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・ 小規模な養護老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・ 施設内保育施設	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 （介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）			
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第 26 号）第 6 条の規定により登録されている賃貸住宅サービス付き高齢者向け住宅	219 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 （転換前床数）	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICT の導入に必要な経費（令和元年 5 月 10 日 老総発 0510 第 1 号・老高発 0510 第 1 号・老振発 0510 第 1 号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			

・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1・別紙 2 を準用する。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	7,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・都市型軽費老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・小規模な養護老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	2,100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
・介護予防拠点	100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1 か所	

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の 2 分の 1

1/2

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）
「多床室（ユニット型個室の多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	734 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 6 条の規定により登録されている賃貸住宅サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240 千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改修 2,770 千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改修 1,115 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数	
介護施設等の看取り環境の整備			
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	3,500 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については、設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
共生型サービス事業所の整備			
・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,029 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	事業所数	

注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5)民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6)介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)
・特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)
・介護老人保健施設			ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・介護医療院			
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表1—1—配分基礎単価(2019年10月1日～)

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含み、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・別記1～2の2の（1）の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円 滑な開所や既存施設の増床、 介護療養型医療施設から介護 老人保健施設への転換の際に 必要な需用費、使用料及び賃 借料、備品購入費（備品設置 に伴う工事請負費を含む）、 報酬、給料、職員手当等、共 済費、資金、旅費、役務費、 委託料又は工事請負費。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の 指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテ ライト型事業所の設置）	4,200千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 されるショートステイ用居室	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多 機能型居宅 介護事業所 及び看護小 規模多機能 型居宅介護 事業所に あっては、宿 泊定員数と する。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生 活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所	14,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・小規模な養護老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
・施設内保育施設	4,200千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 （介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）				
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 （平成13年法律第26号）第5条の規定 により登録されている賃貸住宅	219千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 （転換前床 数）		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本施設】			
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的方法による額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
既存施設のユニット化改修				
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
「多床室 → ユニット化」改修	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム				
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	734千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）				
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	創設 2,240千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数		
	改築 2,770千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
	改修 1,115千円 の範囲で都道府県知事が定める額			

(5) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・ 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・ 整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・ 地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

別記1-2

介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業

次（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設等

子a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるシヨ

ートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

子b 小規模（定員29人以下）~~のな~~介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

子c 小規模（定員29人以下）な介護医療院

子d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

子e 小規模（定員29人以下）の地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

子f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル[㎡]（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

子g 認知症高齢者グループホーム

子h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）

子i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

子j 看護小規模多機能型居宅介護事業所

子k 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

リ 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）

（イ）整備区分

なお、整備区分については、~~創設や増築（床）のほか、改築、増改築等も可能であること。~~

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。（（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム
- b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設
- c 広域型(定員30人以上)の介護医療院
- d 広域型(定員30人以上)のケアハウス

(イ) 整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備

<u>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部 改修等</u>	<u>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指 定している区域に設置されている施設の防災対 策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</u>
<u>(9) 施設の改修整備</u>	<u>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸 物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等 の基盤整備を図るための改修工事</u>
<u>(10) その他施設における大規模な 修繕等</u>	<u>特に必要と認められる上記に準ずる工事</u>

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分
ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

<u>整 備 区 分</u>	<u>整 備 内 容</u>
<u>耐震化</u>	<u>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の 耐震補強のために必要な補強改修工事</u>

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備
等を支援するため、

~~施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床~~

~~→ また、介護療養型施設から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修
等を伴わずに転換する場合を含む。）~~

~~→ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサー
ビ~~

~~ス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと
等）~~

~~やサテライト型事業所の設置~~

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職
員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支
援する事業を対象とする。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修

繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の(28)ロの介護ロ
ボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等
を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中
の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とな
らない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令
和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生
労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金
（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策
普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地
確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払い
として授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用
地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人
が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間
の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借
料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が
当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期
巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地につい
ても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特
定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合
は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、
大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

(4) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介
護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心と

した用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「都道府県等」という。)
とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所(地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(イ) (ア)で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人(過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等)であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

(ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

(イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

(ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

(エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

(オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

(ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

(イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

(ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、イに掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。

(ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

(エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員なければならない。た

だし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

（オ）土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

（オ）認知症高齢者グループホーム

（カ）小規模多機能型居宅介護事業所

（キ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築	現在定員の増員を行わずに、既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。

	と。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

（1）算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1－2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表1－2の（3）及び（5）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、配分基礎単価について、「2019年4月1日～2019年9月30日」を適用するのか、又は「2019年10月1日～」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定する。

（2）財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち（1）の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の（1）により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス	別表1－2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	別表1－2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第6	・特別養護老人ホーム	別表1－2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

3号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)		
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設(取壊し費用含む)	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

(3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整

備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表 1－2 配分基礎単価（2019年4月1日～2019年9月30日）

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1～2の2の（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910 千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128 千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス			

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合などは、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支費事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開時等（改築時）に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において、宿泊定員数とする。	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・都市型軽費老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・ICTの導入に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。）。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において、宿泊定員数とする。	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・都市型軽費老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	2,100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員 30 名以上の広域型施設			
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模な介護医療院			
・ 小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 都市型軽費老人ホーム			
・ 小規模な養護老人ホーム			
・ 施設内保育施設			
・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 認知症対応型デイサービスセンター			
・ 介護予防拠点			
・ 地域包括支援センター			
・ 生活支援ハウス			
・ 緊急ショートステイ			

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1

1/2

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定定期中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

(4) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・ 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・ 整備候補地等の確保支援	4,590 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・ 地域連携コーディネーターの配置支援	4,490 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1 か所	

注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・ 特別養護老人ホーム			
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（リフトコ一、廊下、階段等共用部分を含む。）33 m²
※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。

1/3

特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表1—2—配分基礎単価（2019年10月1日～）

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・別記1-2の2の（1）の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・都市型軽費老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	420千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	4,200千円 の範囲で都道府県知事が定める額		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基準単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賞金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	4,590千円の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けQ & A

注）政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」とは

2015年度から2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護施設、在宅サービス（※）及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約50万人分以上拡大すること。（以下「介護離職ゼロ」という。）

※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（契約により利用できる24時間365日対応のサービスを選定。以下「介護離職ゼロ対象サービス」という。）（地域医療介護総合確保基金の活用により施設整備費や開設準備経費等を支援）

番号	事業区分	内容区分	質問	回答
1	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「あわせて行う」の定義	補助要件において、介護施設等の新規整備（創設）にあわせて行う定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化とは、ある法人が新規に施設（A）を創設し、その同一法人が既に所有している別の施設（B）では大規模修繕や耐震化を同時に行う場合に補助対象となるということか。 この場合、1～4年程度の計画を提出させるということは、必ずしも同一年度にA及びBに着手する必要はなく、この1～4年程度のうちに実施すれば補助の対象となるということか。	貴見のとおり。 なお、1～4年度程度を期間としているのは、新規整備（創設）と大規模修繕・耐震化の両方を同一年度に投資する場合、事業者にとって負担となり、本事業の活用が進まないといったことがないように幅を持たせたもの。
2	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「創設」の定義	特別養護老人ホームについて、従来型がユニット型へ変わった場合、介護保険上別指定となるが、創設（新規整備）に該当するのか。	新たに施設等を整備することにならないため、該当しない。
3	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「創設」の定義	創設には、特別養護老人ホーム併設のデイサービスを看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換するというような場合は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の「創設」と考えてよいか。 また、これが創設とみなされる場合は、同一建物内での「創設」及び「大規模修繕・耐震化」であっても、本事業の対象になると考えてよいか。	介護離職ゼロ対象サービスの整備量拡大につながっているため、そのように考えてよい。

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けQ & A

4	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「創設」の定義	介護施設等の創設については、助成を受けているか問わないとあるが、既存の「地域密着型サービス施設・事業所等の整備」の助成を受けても問題ないか。	問題ない。
5	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「創設」の定義	創設する介護施設等について補助金（助成）を受けずに整備する場合は、広域型施設の大規模修繕・耐震化整備も補助対象外でよいか。	助成を受けているかは問わないため、補助対象である。
6	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「大規模修繕」の定義	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」においても、耐震化改修・大規模修繕がメニューとなっているが、「地域医療介護総合確保基金」の新規メニューと内容は同じものか。	同じものである。 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の「認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業」は、定員29名以下の地域密着型施設等が対象である。 一方で、本事業は定員30人以上の広域型施設が対象である。
7	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「大規模修繕」の定義	下限度（最低限の修繕規模・大規模と言える基準）は設定されるか。	個々の施設により老朽化等の事情が様々であるため、下限度の設定は行わない。
8	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	「大規模修繕」の定義	大規模修繕に改築（建替え）も含まれるか。	総務省において地方債措置（地方財政措置）されており、含まれない。
9	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	耐震化の要件	耐震化を行う広域型施設の補助要件（耐震基準を満たしていない等）はあるか。	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の地域密着型施設等の耐震化の補助要件と同様に、耐震診断の結果等で倒壊のおそれがあると都道府県知事が認めたものとする。
10	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	設置場所	創設する介護施設等と大規模修繕・耐震化する広域型施設の所在地について、次のイ～二の場合、事業実施が可能なものはどれか。 （例）イ 創設：A市、大規模修繕：A市（同一敷地内） ロ 創設：A市、大規模修繕：A市（別所在地） ハ 創設：A市、大規模修繕：B市（同一県内） ニ 創設：A市、大規模修繕：B市（異なる都道府県）	全て可能である。 なお、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕・耐震化の補助主体は、それぞれの施設の所在地を管轄する都道府県となる。 このため、補助主体が異なる場合は、関係都道府県間で、介護施設等の種類、名称及び所在地、代表者の氏名及び職名等について、情報共有を行う等、緊密に連携を図り、適正に事業を実施されたい。
11	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	対象施設数	新規整備（創設）を行う介護施設等に対して認められる大規模修繕・耐震化を行う施設数に要件はあるか。 （例）認知症高齢者グループホーム1施設創設を計画している社会福祉法人が、同法人の特別養護老人ホーム1施設と介護老人保健施設1施設、計2施設の大規模修繕も計画している場合、2施設とも補助対象としてよいのか。	1の介護施設等の創設につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が補助対象となる。 （例の場合は、特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設のいずれか一方が補助対象である。）

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けQ & A

12	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	整備計画	整備計画とは、都道府県計画を指すのか。	整備計画とは、補助事業を実施する事業者が策定する、1年から4年程度の範囲内を期間とした、創設する介護施設等と大規模修繕・耐震化する広域型施設の両方に係る計画を指す。当該計画は、当然ながら、都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）に基づくものであることが前提である。 具体的には、現行の補助制度において各都道府県等で定めている補助申請書類に添付される事業（整備）計画に類するものを想定しており、本事業の実施に当たって、各都道府県等から補助申請者に提出を求めるものである。 各都道府県等においては、整備計画について厳格に審査を行うとともに、関係市区町村と緊密に連携を図り、適正に事業を実施されたい。
13	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	整備計画	創設する介護施設等は都道府県や市区町村の介護保険事業（支援）計画に掲げたものだけが補助対象となるのか。計画外の創設は対象外か。	都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）は介護保険事業（支援）計画と整合性を確保することとされているため、創設される介護施設等は、当該計画に基づいている必要がある。
14	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	遡及適用	創設を既に着工している場合に、大規模修繕・耐震化をあわせて行うことになった場合は対象となるのか。	令和2年度からの事業であり、遡及適用はできないため、対象とされない。
15	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	補助単価	大規模修繕と耐震化を一体的に行う場合も、最大補助単価は112.8万円となるか。	貴見のとおり。
16	①広域型施設の大規模修繕・耐震化整備	対象施設	大規模修繕・耐震化を行う広域型施設の対象として、養護老人ホームや特別養護老人ホームに併設するショートステイが含まれないのはなぜか。	本来、定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化は、平成18年度から一般財源化され、都道府県等において支援が行われているところであるが、介護離職ゼロの実現に向けて、当該対象サービスの量的拡充と維持を同時に短期間で集中的に図れるよう、条件（介護施設等の新規整備）や期限（令和5年度まで）を設けて特例的に拡充を行うこととしたものである。 このため、介護離職ゼロ対象サービス（介護離職防止等のため、契約により利用できる24時間365日対応のサービス）ではない、措置施設の養護老人ホームや短期入所施設であるショートステイは含まれない。

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けQ & A

17	②介護付きホームの整備促進	追加理由	介護付きホームを施設整備費等の補助対象に加えた理由は何か。	社会保障審議会介護保険部会の意見書（令和元年12月27日）において、「「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図り、在宅の限界点を高めていくことが必要である。（看護）小規模多機能などのサービスの整備を進めるとともに、既存の施設等による在宅支援を強化していくことが必要である。また、「<u>介護離職ゼロ</u>」の実現に向けて、<u>介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も</u>含めて、その整備を促進していくことが適当である。」と整理されたことを踏まえたものである。
18	②介護付きホームの整備促進	対象地域	介護需要の増加が顕著である都道府県以外は、開設準備経費のみ対象、という理解でよいのか。	貴見のとおり。
19	②介護付きホームの整備促進	対象地域	介護需要の増加が顕著である都道府県の根拠は何か。	介護サービス利用者数が、2018年から2040年までの間のピーク年（推計）にかけて、一定数以上増加する12都道府県を選定している。
20	②介護付きホームの整備促進	対象施設	住宅型有料老人ホームから、介護付きホームに転換する場合も対象となるのか。 対象となる場合は、どの補助金が対象となるのか、補助単価も同一でよいのか。	住宅型有料老人ホームから介護付きホーム（有料老人ホームであって、特定施設の指定を受けるもの）へ転換する場合、「介護離職ゼロ」に資する契約により利用できる24時間365日対応サービスとなるため、①施設整備費、②開設準備経費、③定期借地権設定のための一時金支援のいずれも対象となる。補助単価については、同一でもよいが、各都道府県で定めること。
21	②介護付きホームの整備促進	他の補助事業との関係	サービス付き高齢者向け住宅のうち、定員29人以下の介護付きホームに該当するものは、国土交通省による①施設整備費の補助もあるが、今後棲み分けをする予定はあるか。 また、国土交通省の補助を受けている場合は、基金事業（①施設整備費、②開設準備経費、③定期借地権設定のための一時金支援）の対象にならないのか。	どの施設整備費の補助を受けるかは、事業者において、それぞれの状況に応じ自主的に判断するものであり、そのような予定はない。 また、原則として、同じ施設が、国費による補助金または交付金を重複して受けることはできない。ただし、フロアごと、室ごとなど、範囲を区分できる場合は、区分された範囲内で重複しなければ、本整備事業の対象になり得る。 このため、①施設整備費は上記の整理となる一方で、②開設準備経費、③定期借地権設定のための一時金支援は、国土交通省に類似の補助はないため、対象となる。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

22	②介護付きホームの整備促進	他の補助事業との関係	サービス付き高齢者向け住宅のうち、定員30人以上の介護付きホームに該当する場合、①施設整備費は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国土交通省）の補助を受け、②開設準備経費や③定期借地権設定のための一時金支援は、基金事業の補助を受けることは可能か。	それぞれ対象（①建物、②設備等、③土地）が異なり、同じ施設が、国費による補助金または交付金を重複して受けることにはならないため、可能である。
23	②介護付きホームの整備促進	事業窓口	事業窓口は、特別養護老人ホームのように、広域型施設等は都道府県、地域密着型施設等は市区町村が窓口になるのか。	これまでと同様に、各都道府県で定めること。
24	③介護職員の宿舎施設整備	対象職員	介護職員以外の職員（医師、施設長、看護職員、リハビリ専門職員、事務職員等）を入居させてもよいのか。	補助対象施設に勤務する職員であれば、職種は問わず、幅広く対象となるため、入居させてよい。
25	③介護職員の宿舎施設整備	対象職員	外国人が入居しないと、補助対象とならないのか。	外国人が入居しなくても補助対象となる。 ①日本人のみ、②外国人のみ、③日本人と外国人の両方、のいずれの場合も補助対象となる。
26	③介護職員の宿舎施設整備	助成配分基準	介護職員１定員当たりの延べ床面積３３㎡を基準とするとあるが、「建物延床面積÷定員数」の数値が３３㎡以上あれば補助対象となるということか。	介護職員１定員当たりの延べ床面積３３㎡は基準（最大）であり、３３㎡以下の宿舎整備を妨げるものではない。 また、３３㎡を超える宿舎整備も妨げないが、この場合、３３㎡分が補助対象となり、３３㎡を超える部分は補助対象外である。
27	③介護職員の宿舎施設整備	家賃設定	宿舎の家賃設定について、具体的に補助の上限額・下限額があるのか。職員へ無償貸し付けは可能か。 また、宿舎と同程度の建物が近傍にない場合は、どう比較するのか。 さらに、どの程度の期間、低廉家賃を継続すればよいのか。	地域により家賃は様々であることから、上限額・下限額は設定しない。無償貸し付けも可能である。 また、近傍とは、原則として本事業で整備する宿舎の所在する市区町村内の地域内としているが、市町村内に近い建物がない場合は、宿舎の所在地に最も近い別の市町村内の類似の建物と比較する。 さらに、低廉家賃の要件は、永続的に満たすことが必要であるが、その確認頻度は各都道府県で定めること。
28	③介護職員の宿舎施設整備	設置場所	宿舎と補助対象施設の場所に関して、異なる都道府県に宿舎を整備することも可能か。	宿舎の設置場所に限定はないため、可能である。 この場合の補助主体は、宿舎の所在地ではなく、補助対象施設の所在地を管轄する都道府県となる。 関係都道府県と緊密に連携を図り、適正に事業を実施されたい。
29	③介護職員の宿舎施設整備	整備方法	借地上に建物を建築する場合も補助対象か。 5	補助対象である。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

30	③介護職員の宿舎施設整備	整備方法	複数の補助対象施設を運営する法人（特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームなど）が１つの宿舎を整備することも可能か。	効率的な整備方法であり、可能である。
31	③介護職員の宿舎施設整備	整備方法	２つの法人が共同で１つの宿舎を整備する場合、補助対象か。	対象として差し支えない。 なお、設置費負担等については事業者間で充分協議すること。
32	③介護職員の宿舎施設整備	整備方法	①補助対象施設（特別養護老人ホーム等）の一部を宿舎に改修する場合、②既存建物の買収のみする場合、③既存建物を買収した上で、当該建物改修する場合、④既存建物の賃貸（リース契約）の場合、について補助対象となるか。	①補助対象となる。 ②既存建物を買収することが建物の新築することより効率的であると認められる場合には、補助対象となる。 ③上記と同様に認められる場合には買収費と当該建物の改修費の両方とも対象となる。 ④施設整備費であるため、資産が形成されない賃貸（リース契約）による既存建物の活用は補助対象とならない。
33	③介護職員の宿舎施設整備	上限額・下限額	補助率が総事業費の１／３であるが、補助の上限額・下限額は設けないのか。	地域の実情（空き家やアパートの空き状況等）や利用者のニーズ（戸建て又はシェアハウス等）に応じて柔軟に整備できるよう、上限額・下限額は設けない。 なお、介護職員１定員当たりの延べ床面積が３３㎡を超える場合、３３㎡分が補助対象となり、３３㎡を超える部分は補助対象外である。
34	③介護職員の宿舎施設整備	対象施設	補助対象施設を限定する理由は何か。	介護離職ゼロの実現に向けて、当該対象サービスに勤務する職員を確保しやすくすることを目的とするものであるため。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

35	③介護職員の宿舎施設整備	定員規模	特別養護老人ホーム（補助対象施設）とデイサービス・ショートステイ（補助対象外施設）を運営する法人が、１つの宿舎を整備する場合、どの職員数分が補助対象になるか。定員規模に上限はないのか。	具体的なステップは以下のとおり。 ①補助対象施設を運営している法人である。（オーナー型を除く） ②宿舎の定員規模を決める。（定員規模は問わないが、最大で補助対象施設（建築中のものを含む。）の職員数分に限り補助対象となる（※）） ③宿舎を整備する。（１定員当たり３３㎡以下が助成配分基準） ④整備した宿舎のうち、補助を受けた定員部分は、人事異動（夜勤がないデイサービスの職員として訓練した後、夜勤がある特別養護老人ホームの職員へ異動する等）があることも想定されるため、２割以内において、デイサービス等の補助対象施設以外の職員の利用することもできる。 ※ 理論上、最大で補助対象施設の全ての職員数分の定員規模の宿舎を整備でき得ることとなるが、整備した宿舎の利用が低調であることにより会計検査院等から指摘を受けるといったことがないよう、整備に当たっては、地域の利用ニーズを確認した上で、必要となる職員数や今後の入居見通し等について十分に精査を行うこと。
36	③介護職員の宿舎施設整備	定員規模	介護職員が、例えば、特別養護老人ホーム（補助対象施設）とショートステイ（補助対象外施設）を兼務する場合は、職員数を算定する（上記回答の②）際に按分する必要があるか。	兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員数を特別養護老人ホームとショートステイに割り振った上で、特別養護老人ホームについての職員数を算出することが必要である。
37	③介護職員の宿舎施設整備	負担割合	補助率１／３とあるが、残りの２／３の内訳は、事業者負担か、それとも市町村負担か。	基金の留意事項通知の４（２）において、「事業者負担については、特に、特定の事業者の資産の形成につながる事業については、必ず求めるものとする。ただし、政策上必要なもので、特定の事業者の資産の形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも可能である。」とされている。 宿舎の整備は、特定の事業者の資産の形成につながるものであることから、事業者負担は必ず求めるが、その水準（残りの２／３の事業者と市区町村の内訳）は、各都道府県で定めること。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

38	③介護職員の宿舎施設整備	財産処分	補助を受けて整備した宿舎について、補助対象施設以外に勤務する職員が利用している場合や本来対象とならない職員が利用する場合には、財産処分の手続が必要となるという理解でよいのか。	当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の２割以内）において、当該職員の家族等や補助対象施設以外の介護保険関連施設・事業所に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えないこととしているが、この範囲を越える場合は、財産処分に該当し、手続は必要である。
39	③介護職員の宿舎施設整備	財産処分	整備した宿舎の家賃収入については財産処分の対象となるか。	財産処分とは、補助金等の交付を受けて取得又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保又は取り壊すこと等をいう。 整備した宿舎はそもそも貸し付けを前提としていることから、家賃収入を得ることは交付の目的に反しておらず、財産処分に該当せず、手続は不要である。
40	③介護職員の宿舎施設整備	財産処分	補助金等を受けて整備した既存の介護施設等（認知症高齢者グループホーム等）やその一部を宿舎に転用したいという相談を事業者から受けることがあるが、宿舎は補助金等の返還を不要される財産処分承認基準に該当しないため、宿舎に転用できない場合がある。 当該事例を補助金の返還を不要される事例として、財産処分承認基準に加えることはできないか。	現行の規定の下記の財産処分に該当すると解釈できるため、手続は必要であるが、補助金の返還は不要である。 なお、介護施設等の受けた補助金が、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の国庫補助金等ではなく、基金の場合は、財産処分の承認や返還については、都道府県が条例や規則等を根拠として決定するものであるため、その根拠の参考にされたい。 【厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について】 （抄）（平成20年４月17日付老発第0417001号厚生労働省老健局長通知）厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（別添１）第３の２（１）②ア 別表「その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣、地方厚生（支）局長又は都道府県労働局長が個別に認めるもの」
41	③介護職員の宿舎施設整備	事業窓口	事業窓口は、宿舎の所在地で判断するのか。	補助主体は、宿舎の所在地ではなく、補助対象施設の所在地を管轄する都道府県となる。 （なお、Ｑ30・31のような整備方法であって、補助対象施設の所在地が都道府県域を跨がる場合は、主たる補助対象施設１つを選定することになる。）

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

42	③介護職員の宿舎施設整備	遡及適用	既に宿舎建設に着手している介護事業者も補助対象とならないか。	令和２年度からの予算であり、また、施設整備費は交付決定（内示）前に着工することはできないため、遡及適用はできず、補助対象外である。
43	③介護職員の宿舎施設整備	税制措置	社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム等の場合、固定資産税が非課税であるが、当該者が整備する宿舎についてはどうなるのか。	課税される。
44	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	広域型施設が「④介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」の補助と併せて補助を受けることは可能か。	本事業は設備整備（介護ロボット・ＩＣＴ導入）である一方、大規模修繕への補助事業は施設整備であり、同じ施設が、国費による補助金または交付金を重複して受けているわけではないため、可能である。 なお、本事業は、大規模修繕を施設の自己負担のみで行う場合も対象となる。
45	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	１つの法人が、地域密着型施設等の創設補助（既存の施設整備費）＋広域型施設の大規模修繕（①の補助）＋ロボット・センサー・ＩＣＴの導入支援補助（④の補助）の３つを併せて受けることは可能か。	可能である。
46	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	介護従事者確保分にある既存の「介護ロボット導入支援事業」と「ＩＣＴ導入支援事業」が拡充されているが、大規模修繕を行う際の本事業との違いは何か。	「介護ロボット導入支援事業」と「ＩＣＴ導入支援事業」は、介護ロボット・ＩＣＴの幅広い普及を目的としており、補助額が少額かつ導入台数に限度ある。 一方で、本事業は大規模修繕時に限定されるが、施設の大規模修繕時にあわせて、介護ロボット・ＩＣＴの必要台数を一括して導入でき、施設に効率的に必要な台数を補助することができると考えている（本事業は、１事業所に対する補助限度台数が利用定員の２割までという要件はない）。
47	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	他の補助事業との関係	介護従事者確保分の「介護ロボット導入支援事業」や「ＩＣＴ導入支援事業」と本事業と同時に受けることは可能か。	同時は不可であるが、事業年度が異なる場合は許容される。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

48	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	「大規模修繕」の定義	大規模修繕の規模について、金額の定めはあるか。金額など規模要件を示さないと、ロボット・センサー、ICT導入ありきの模様替でも補助対象となってしまうのではないか。	個々の施設により老朽化等の事情が様々であるため、金額の設定は行わない。また、大規模修繕に模様替は含まれない。 なお、大規模修繕（①）と介護ロボット・ＩＣＴ導入（②）には親和性があることを踏まえて補助することとしたものであり、例をあげると次のとおりであるが、 <u>以下に例示する以外の取組も補助対象となることに留意すること。</u> (例) ・天井等の内装改修や電気設備の改造（①）と見守りセンサーの導入に伴うWi-Fi工事（②） ・給排水設備の改造工事（①）と排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ（②） ・浴室の改修工事（①）とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器（②）
49	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	リース費用	介護ロボット・ＩＣＴのリース費用も対象となるか。対象となる場合、補助対象時点が大規模修繕時とのことだが、複数年度分も対象か。	リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（リース開始から３月末までの最大１年分）に限る。
50	④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援	現行の取扱い	拡充とあるが、現行の開設準備経費でも介護ロボット・センサー、ＩＣＴの購入は補助対象と理解していいのか。大規模修繕時に購入する場合のみが対象となるのか。	現行でも、施設で必要となる設備が幅広く対象であり、介護ロボット・センサー、ＩＣＴも対象となり得る。
51	⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援	対象施設	既に特別養護老人ホームのプライバシー保護改修を行っている場合において、併設ショートステイのみプライバシー保護改修を行うことは可能か。	可能である。この場合、特別養護老人ホームが助成を受けているかどうかは問わない。 また、令和２年度以降に、特別養護老人ホームと併設ショートステイ両方について助成を受けようとする場合、整備床数単位の補助単価としているため、同じ年度である必要はなく、実施順序も問わず、いずれかが助成を受けていなくてもよい。
52	⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援	対象施設	ユニット型特別養護老人ホームに併設されるショートステイであっても、ショートステイ用居室が多床室であれば、対象となるのか。	ショートステイの居住環境の質向上につながるため、対象となる。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

53	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象設備	どのようなものが備品として購入可能か。	高齢者の防災に対する意識の共有を図るために必要な備品が対象である。 このため、防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費が対象となる。一方で、防災用ヘルメット・毛布、バランスボール等の健康器具、血圧計・握力計・体温計等は対象とならない。
54	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象設備	「映像機器」には、プロジェクター、スクリーン、DVD機器、テレビ、パソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラなどを含めてよいか。	高齢者の防災に対する意識の共有を図るために必要な備品と判断できるのであれば、含めてよい。
55	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	対象経費	会場使用料（エアコン使用料なども）は、補助対象になるか。	体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、防災の意識啓発の機能を付加するものであるため、土台となる介護予防拠点の会場使用料や光熱水費は補助対象にならない。
56	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	1箇所あたり	「1箇所あたり10万円が最大補助単位」とあるが、この「1箇所」は、通いの場の会場数と考えてよいか。それとも、「日常生活圏域ごとに1箇所」などの考え方があるのか。	複数の介護予防拠点（団体）が同一の会場を利用している場合には、補助を受けて購入する備品は共用が可能であるため、1箇所とは1会場と捉えること。
57	⑥介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援	補助財産の所有者	備品は市区町村の備品となるのか。事業を委託している場合、委託先の備品とすることもできるのか。	実施主体は、市区町村としているため、直接事業を実施する場合は、市区町村となる。市区町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、事業者となる。 いずれにしても、補助財産は、適切に管理いただきたい。
58	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	静養室の改修	既存の静養室の改修（リニューアル）を対象にしてよいのか。	施設等における看取りに対応できる環境を整備するためには、ハード面（基金）とソフト面（介護報酬）の両面から支援することが必要であることから、本事業は、基本的に看取り介護（ターミナルケア）に関する介護報酬上の加算・施設基準がある施設等を補助対象としている。 介護報酬上の看取り介護加算の算定要件においても、「看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。」とされており、静養室を看取りのために使用することもあり得ることから、対象にしてよい。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

59	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	設備基準・下限額	看取りを行う個室について、居室内積・設備基準や補助下限額は設定するのか。	補助対象施設等ごとに元々、居室定員や1人当たりの居室内積基準が異なること、また、静養室に面積基準がないこと等を踏まえれば、施設等の状況に応じて、様々な改修、設備整備が考えられるため、居室内積・設備基準や補助下限額は設定しない。 ただし、看取り及び家族等が宿泊できるスペースが十分に確保できているか都道府県が判断することは必要である。
60	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	対象施設	どのような施設を補助対象施設として判断するのか。看取りの実績は必要か。	看取りの実績は必ずしも必要ないが、例えば、施設が介護報酬上の看取り介護（ターミナルケア）加算の届出としているか等、改修した看取りを行う個室について、その稼働が見込めるかどうか都道府県が判断することは必要である。
61	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	対象部屋数	1施設あたり350万円が補助単価（最大）の範囲であれば、必要に応じて複数の部屋を改修してもよいのか。	貴見のとおり。
62	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	一時利用	看取りとして利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用できるとあるが、職員の休憩室など職員が使用することも可能か。	可能であるが、看取りの必要が生じた際に速やかに使用できるよう担保しておく必要がある。
63	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	他の補助事業との関係	「①介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」の補助と併せて補助を受けることは可能か。	いずれも施設整備費であるため、原則として、同じ施設等が、国費による補助金または交付金を重複して受けることはできない。ただし、フロアごと、室ごとなど、範囲を区分できる場合は、区分された範囲内で重複しなければ、併せて補助を受けることは可能である。
64	⑦介護施設等における看取り環境の整備推進	他の補助事業との関係	既存の開設備備費の補助と併せて補助を受けることは可能か。	開設準備経費は、施設等の開設時、増築（床）時、改築（再開設）時に必要な設備整備等を支援するものである。 改修時は開設準備経費支援の要件に該当しないこと、また、本事業では、施設の改修に加えて、ベッド等の設備整備についても補助対象としていることから、不可である。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

65	⑦介護施設等における 看取り環境の整備推進	財産処分	施設整備時に補助金を受給している施設が実施する場合、 補助金返還及び転用の手続きは必要か。	現行の規定の下記の財産処分に該当すると解釈できるため、手続は必要であるが、補助金の返還は不要である。 なお、介護施設等の受けた補助金が、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の国庫補助金等ではなく、基金の場合は、財産処分の承認や返還については、都道府県が条例や規則等を根拠として決定するものであるため、その根拠の参考にされたい。 【厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について】 （抄）（平成20年４月17日付老発第0417001号厚生労働省老健局長通知）厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（別添１）第３の２（１）②ア別表「その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣、地方厚生（支）局長又は都道府県労働局長が個別に認めるもの」
66	⑧共生型サービス事業 所の整備推進	指定要件	補助要件にある「共生型サービスの指定」について、既に指定を受けている場合も対象となるか。 また、新規で指定を受ける事業所の場合、補助金額の確定は指定後となるのか。	①既に指定を受けている事業所、②本事業完了の日までに指定を受ける見込みの既存の事業所、③本事業完了の日までに指定を受ける見込みの新規整備（創設）の事業所、のいずれの場合も対象となる。 なお、③について、新規整備（創設）する事業所が（看護）小規模多機能型居宅介護の場合、基金の既存の施設整備費、開設準備経費の対象となるが、原則として、同じ事業所が、国費による補助金または交付金を重複して受けることはできないため、本事業の対象とならない。 また、補助金額の確定等の交付業務の具体的な運用は、各都道府県で定めること。
67	⑧共生型サービス事業 所の整備推進	指定要件	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護は「通い」、「宿泊」ごとに共生型障害福祉サービスの指定を受けることになるが、両方の指定を受けなければ対象にならないのか。いずれかの指定だけでも対象になる場合、補助内容は変わるのか。	いずれかの指定があれば、補助対象となる。補助内容は変わらない。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

68	⑧共生型サービス事業 所の整備推進	対象事業所	地域密着型通所介護事業所の一類型である療養通所介護事業所は、補助対象となるのか。	下記の事務連絡の基準を満たす療養通所介護事業所については、「共生型サービス」と称して差し支えないこととされているため、補助対象となる。 【児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について】（抄）（平成30年３月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局老人保健課事務連絡）
69	⑧共生型サービス事業 所の整備推進	対象設備	設備購入費として、障害福祉サービスの報酬請求に係る機器、ソフト等の購入は補助対象となるか。	障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業であることから、補助対象とならない。
70	⑧共生型サービス事業 所の整備推進	対象設備	補助対象となる設備の基準や補助下限額はあるのか。	事業所の実情や受け入れる障害児・者の特性に応じて、様々なものが考えられるため、設備の基準や補助下限額は設けない。 参考までに以下に例をあげるが、これ以外の設備も幅広く対象となる。 （設備購入の例） 頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い障害児・者に対応するための畳、エアマット等の購入が考えられる。

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

71	⑧共生型サービス事業所の整備推進	財産処分	補助を受けて整備した介護保険事業所について、本事業を実施して障害児・者が利用することになる場合、財産処分の手続が必要となるという理解でよい。	現行の規定の下記の財産処分に該当するため、手続は必要であるが、補助金の返還は不要である。 なお、介護施設等の受けた補助金が、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の国庫補助金等ではなく、基金の場合は、財産処分の承認や返還については、都道府県が条例や規則等を根拠として決定するものであるため、その根拠の参考にされたい。 【厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について】 （抄）（平成20年4月17日付老発第0417001号厚生労働省老健局長通知） 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（別添2）1（6） 経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等であって、当初の補助事業を継続しつつ、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2、第78条の2の2、第115条の2の2若しくは第115条の12の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条の2又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の17に基づく指定を受けて当該指定事業を行う場合の一部の転用
72	⑨その他	過年度基金の充当	今回の拡充メニュー案の財源として過去の基金残高（平成27年度補正予算分を含む）を活用することは可能か。	原則として、可能である。 例外として、平成27年度補正予算分の基金（管理運営要領の別記1－2）は、介護離職ゼロ対象サービスの整備量拡大に資するメニューに限定しているため、拡充メニュー案のうち下記4つ（介護サービスの質の向上関連）以外には活用することが可能である。 ・特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援 ・介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援 ・介護施設等における看取り環境の整備推進 ・共生型サービス事業所の整備推進

令和２年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニュー拡充案に関する都道府県向けＱ＆Ａ

73	⑨その他	時限措置	補助要件に「令和５年度までの実施」との記載があるメニューは、時限措置ということか。その場合、令和６年度以降に取扱いについて考えはあるか。	貴見のとおり。なお、令和６年度以降の取扱いは、その時の予算編成過程で検討されるものであり未定である。
74	⑨その他	時限措置	「令和５年度までの実施」といった期限の記載のない事業については、現時点では実施期限はないという理解でよい。	貴見のとおり。

(5) ユニットケアに関する研修について

ユニットケア施設管理者研修及びユニットリーダー研修については、平成 29 年 6 月 1 日付け「「ユニットケア施設管理者研修」及び「ユニットリーダー研修」の実施について」（厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により実施いただいているところである。

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）等はこれらの研修の実施主体であるが、その実施に当たっては、自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託することができる。

ただし、委託を行った場合であっても、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行うとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際には、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、研修を複数の団体に委託する場合には、都道府県等は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成、管理するとともに、研修受講希望者が混乱しないよう、研修を実施する団体や日程等について事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

また、一つの施設を複数の都道府県等又は研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設として指定することは差し支えないが、適切な研修を実施するため、研修日程の調整や当該研修実施施設における入所者及び職員への負担などに関して、関係者において適切に調整願いたい。

研修の実施に当たっては、研修受講者の利便性を鑑み可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。

(6) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止並びに事故発生の防止及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

ア インフルエンザについては毎年冬期に流行を繰り返し、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。

都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、令和元年 12 月 23 日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ「令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>
- ・インフルエンザ Q & A (令和元年度)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策については、介護保険施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、介護保険施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（令和元年 12 月 18 日付厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）
- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（令和元年 12 月 19 日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日付雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ノロウイルスに関する Q & A (最終改訂：平成 30 年 5 月 31 日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

ウ その他、多数の高齢者が利用する介護保険施設等においては、感染症が集団発生しやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 268 号）に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

新型コロナウイルス感染症については、「10. 新型コロナウイルス感染症について」を参照いただきたい。

2. 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進について

(1) 介護保険法等の改正（案）について

介護保険部会において、令和元年12月27日にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」に従って、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関しては、以下の方針に従った見直しを検討しているところである。

- 介護保険事業（支援）計画の作成にあたって、将来の介護保険施設等の必要定員総数等を見込む際の参考とするよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況について記載するよう努めることとする。（介護保険法）
- 上記に伴い、有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等にあたって、都道府県と市町村でより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととする。（老人福祉法）
- 市町村は未届けの有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとする。（老人福祉法）
- 今後、介護サービス情報公表制度において、住宅型有料老人ホームに関する情報を追加することを検討中。
- 第三者である外部の目を入れる取組を推進するため、令和2年度より、介護相談員の派遣先として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を追加すること等を検討中。（詳細は「6. 介護相談員制度の推進について」を参照）

(2) 有料老人ホームに対する指導の徹底について

今年度、有料老人ホームにおける事故等が相次いだところである。これを踏まえ、「有料老人ホームにおける安否確認又は状態把握の実施に対する指導等の徹底について」（令和元年5月31日事務連絡）において、有料老人ホームにおける安否確認等の実施にあたっては、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要な旨について、設置者への周知をお願いしているところである。

また、利用者保護の観点から老人福祉法を改正し、平成30年4月1日より事業停止命令の創設、前払金保全措置の義務の対象拡大等を行ったところであり、制度改正の趣旨に鑑み、引き続き有料老人ホームに対する指導徹底をお願いしたい。

特に、前払金の保全措置については、前払金の保全措置を講じる義務のかかる平成18年4月1日以降に設置されたホームにおいて、未だに保全措置を講じていない施設が存在することから、引き続き指導の徹底をお願いしたい。また、令和3年4月1日以降は、平成18年3月31日以前に設置されたホームにおいても、新たに入居される方には前払金の保全措置の義務がかかるため、遺漏無きようご対応いただきたい。

さらに、従来からお願いしているところであるが、有料老人ホームの届出の手

続については、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として義務づけているものであることから、関係部局との連携等を通じ、十分な実態把握に努めるとともに、届出促進に向けた取組の徹底をお願いしたい。

なお、全国有料老人ホーム協会による「有料老人ホーム指導監督の手引き」について、今年度、指導や事故対応等の事例の充実を図ることを予定しており、適宜活用いただきたい。

（３）有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（再周知）

有料老人ホーム等における事故に関しては、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成 24 年 5 月 25 日事務連絡）において、設置者に対する事故原因の調査及び再発防止策の策定に係る指導の徹底並びに再発防止策の実施状況の確認をお願いするとともに、設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかな高齢者支援課への情報提供をお願いしているところである。

これまでも累次にわたってお願いしてきているところであるが、引き続きご協力いただくよう改めてお願いする。

（４）住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者における過剰なサービス提供について

平成 30 年度より「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を実施し、指導の強化を図っているところであるが、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、併設する介護事業所等から必要以上に介護サービスを提供している場合があるのではないかと指摘が国会や財政制度等審議会等においてなされているところである。このため、令和 2 年度は、当該事業を活用いただくなど、家賃や管理費等を不当に下げているか等の観点も含め、過剰サービスに対する指導の強化を図っていただきたい。

また、インセンティブ交付金においても、家賃や介護保険外のサービス提供費用の確認等を行い、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行った場合に加点対象とすることを予定している。

（５）サービス付き高齢者向け住宅に関する省令改正等について

令和元年 12 月 14 日より、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を改正し、サービス付き高齢者向け住宅の登録申請時における、登録申請書の記載事項及び添付資料の合理化等を行ったところであり、手続きにあたってご留意いただきたい。

また、今後、有料老人ホームの届出事項の簡素化についても検討を予定しているところである。

（６）サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について（再周知）

サービス付き高齢者向け住宅の登録については、高齢者の居住の安定確保に関する法律において、5 年ごとにその更新を受けることとされている。

しかしながら、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものが見受けられることから、通知「サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について」(平成 31 年 2 月 4 日老高発 0204 第 1 号、国住心第 519 号)を発出し、登録事業者に対する周知徹底をお願いしているところである。

福祉担当部局におかれては、住宅部局と連携して、制度の適正かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

(7) 民法改正について

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)が、平成 29 年 5 月に成立し、一部の規定を除いて令和 2 年 4 月 1 日から施行される。本改正法では、極度額を定めない個人の根保証契約は無効にすること、及び、意思能力を有しない者がした法律行為は無効することを明文化することとしている。

特に前者については、入居契約書の変更が必要になると考えられるため、必要に応じて事業者への周知を図られたい。

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条)、平成30年厚生労働省告示第57号

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

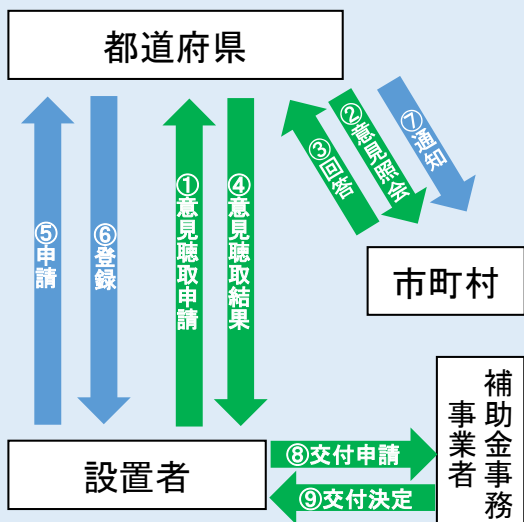
- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

➡ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加することを検討中

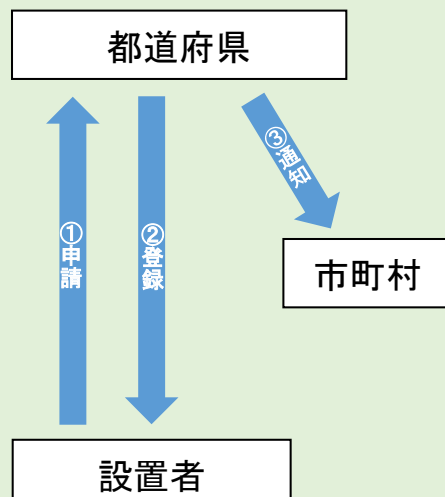
サービス付き高齢者住宅と有料老人ホームの登録・届出手続き

- サービス付き高齢者住宅(サ高住)及び有料老人ホームの登録又は届出手続きは、いずれも都道府県(又は政令市・中核市)が行うこととなっている。
- サ高住については、都道府県が登録した場合には、そのサ高住が存する市町村に通知しなければならないこととなっており、これにより市町村もサ高住の登録について把握可能となっている。
- 一方、有料老人ホームにおいては上記のような規定は無く、市町村は届出のあった施設について把握が困難となっている。

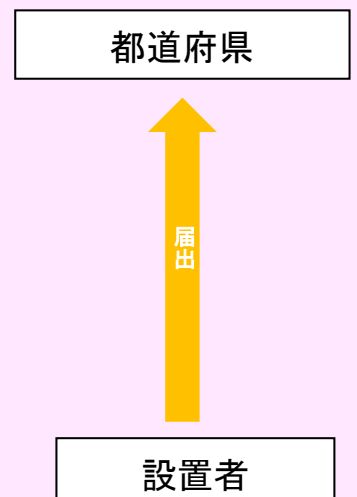
サービス付き高齢者住宅の登録手続き(補助金有り)



サービス付き高齢者住宅の登録手続き(補助金無し)



有料老人ホームの届出手続き



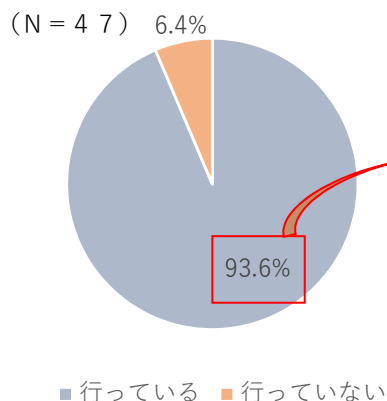
【参考】高齢者住まい法 第7条第5項(抄)

都道府県知事は、第5条第1項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業に係るサービス付き高齢者向け住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

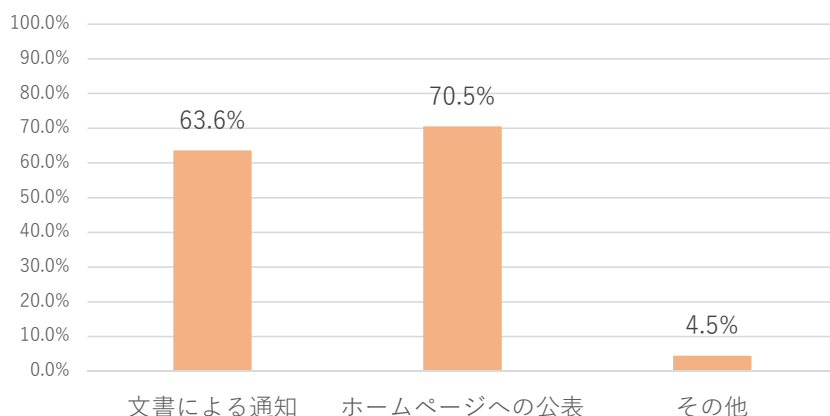
サービス付き高齢者住宅と有料老人ホームの登録・届出手続き

- 有料老人ホームの届出情報について、都道府県から市町村に情報共有を行っている自治体は約9割となっており、その方法は、文書による通知が約6割、ホームページによる公表が約7割となっている。

●有料老人ホームの届出情報についての都道府県による基礎自治体との情報共有



●情報共有方法 (N = 44) (複数回答可)



市町村が有料老人ホームの設置状況を把握できるよう、都道府県は届出を受けた情報を市町村へ通知することを検討中

介護サービス情報公表制度について

(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成30年度末時点で、全国約22万カ所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



公表までのフロー図



情報公表している事業所・施設

- 介護サービス事業所
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護
- 特別養護老人ホーム
- 介護療養型医療施設
- 認知症グループホーム
- 等

情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 提供サービスの内容
- 法人情報
- 従業員に関するもの
- 利用料等

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- 相談・苦情等への対応
- 事業運営・管理の体制
- その他（従業員の研修の状況等）
- サービスの質の確保への取組
- 外部機関等との連携
- 安全・衛生管理等の体制

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。



住宅型有料老人ホームに関する情報を追加することを検討中

令和元年5月31日
老高発0531第3号

各

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する
指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

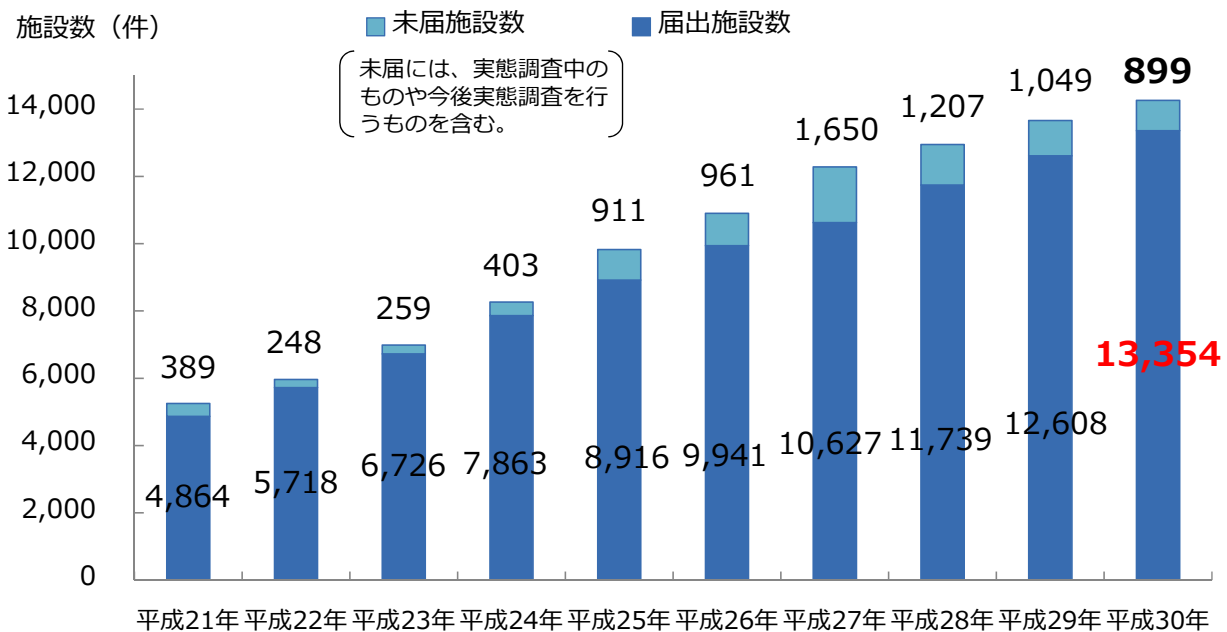
有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上

届出を行っていない有料老人ホーム

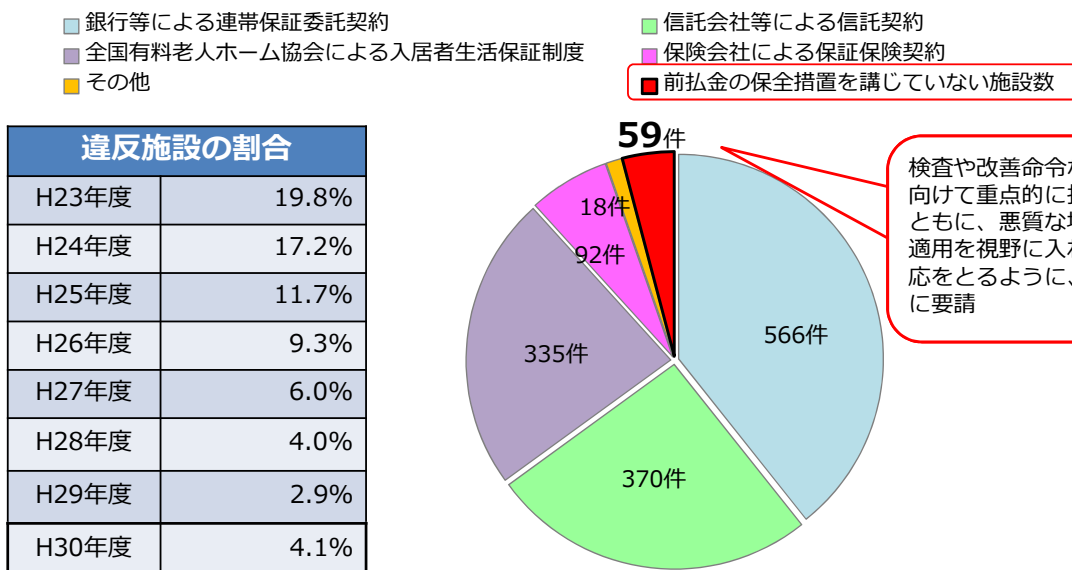
- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、27年～30年は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要



平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	11,541件
（うち）前払金を受領している施設数	1,440件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	59件

有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況

■ 前払金の受領施設数および保全措置の状況（平成30年度）

	有料老人ホーム数		
		①前払金を受領している施設数	②前払金を受領していない施設数
		うち、保全措置が講じられていない施設数	
平成18年4月1日以降に設置	11,541	1,440	10,101
平成18年3月31日以前に設置	1,813	811	1,002

平成18年の老人福祉法改正により、保全措置が義務付け

現行では義務対象外
→前払金の保全措置の義務対象に追加する。【令和3年4月～】

<参考> 前払金の保全措置を講じていない法的義務違反の状況

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
違反施設の割合	19.9%	17.2%	11.7%	9.3%	6.0%	4.0%	2.9%	4.1%

⇒ 違反施設に対しては、検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に随時要請している。
(平成30年3月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知など)

平成 24 年 5 月 25 日

各	{	都道府県	福祉担当部 殿
		指定都市	住宅担当部
		中核市	

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて

平成 24 年 3 月、茨城県内の有料老人ホームにおいて、入居者の方が、亡くなってから相当の期間が経過してから発見されたという案件があったことは誠に遺憾です。

今般、この案件については、当該有料老人ホームの設置者において、原因の究明と再発防止に係る取組みが検討され、その結果について、茨城県を通じて厚生労働省まで情報提供がありました。(別紙参照)

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）の入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、貴管内における有料老人ホーム等の運営者に対して、別紙の内容を参考に、事故原因の調査と再発防止策の策定について、指導の徹底をお願いいたします。また、再発防止策が適切に実施されているかどうかについても確認するよう、お願いいたします。

また、事故が発生した有料老人ホーム等については、今後、下記のとおり、情報提供について御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム

イ 情報提供体制の整備

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号。以下「指針」という。）」において、その指導上の留意点を示しているところですが、当該指針に関しては、平成 24 年 3 月 16 日付け老発 0316 第 1 号により一部改正を行い、有料老人ホーム設置者に対する事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定を追加したところです。

当該改正の趣旨を鑑み、貴団体に対して有料老人ホーム設置者から、入居者に対す

る処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかに厚生労働省老健局高齢者支援課まで情報提供をお願いいたします。

なお、入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・入居者に対する虐待
- ・有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・有料老人ホームにおける火災事故
- ・地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

ロ 情報提供の内容

① 事故の発生時点

- ・事故の発生日
- ・事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、届出の有無
- ・当該有料老人ホーム設置者の名称
- ・事故の概要

② 事故後の再発防止策の策定時点

- ・事故の原因に係る調査結果
- ・当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容

ハ 連絡先（厚生労働省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

2. サービス付き高齢者向け住宅

イ 情報提供体制の整備

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合についても、有料老人ホームと同様に、情報提供をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅については、厚生労働省と国土交通省の共管となっておりますので、両省に情報提供をお願いいたします。

ロ 連絡先（厚生労働省・国土交通省）

- ・厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林
電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】
FAX 番号：03-3595-3670

・国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口
電話番号：03-5253-8111（内線 39855） 03-5253-8952【夜間直通】
FAX 番号：03-5253-8140

【連絡先】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 山口・小林

電話番号：03-5253-1111（内線 3981） 03-3595-2888【夜間直通】

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係 細萱・原口

電話番号：03-5253-8111（内線 39855） 03-5253-8952【夜間直通】

茨城県内の有料老人ホームにおける事故及び再発防止について

1. 事案の概要

- ・平成 24 年 3 月 24 日、入居者と電話連絡がとれなかった親族からの依頼を受けて、当該有料老人ホーム設置者の職員が室内を確認し、死亡している当該入居者を発見。
- ・医師による検案では、死因は急性心不全と推定。
- ・新聞受けに残されていた新聞の日付より、3 月 17 日を死亡日と推定。

2. 事案の原因

- ・入居者より「自立した生活をしたいので、干渉してほしくない」という要望があり、以下のような状況となっていた結果、当該入居者と職員及び他の入居者との関わりが薄くなっていたことが原因と考えられる。

イ 独立した専用玄関を有する居室で生活していたこと

ロ 食事、居室清掃・洗濯等の日常家事を入居者自身が行っていたこと

3. 再発防止策

イ 入居契約等における取組み

- ・自立の入居希望者に対して、入居者のプライバシーを尊重しつつ最低限度の安否確認及び見守りを行うことを条件に入居契約を締結する。
- ・入居者から、入居後に安否確認等を拒否されるようになった場合は、入居者本人及び身元引受人と具体的な対応方法を協議する。

ロ 見守り体制の強化

- ・健康管理、食事、施設内のレクリエーションの際に、入居者の様子を観察する。
- ・一定時間人の動きがないと通報される生活リズムセンサーを居室のドア、トイレ等に設置する。特に、今回の事故が起きた居室は専用玄関を有しているため、今後の入居契約においては、職員による定期的な安否確認や状況確認の受け入れを契約上で義務付ける。
- ・入居者のプライバシーを重視しつつ、入居者の日常的な行動（声の張り、歩行時の足取り、食事の食べ残し等）から得られた情報を職員が相互に共有することで、入居者の心身に係る状態を適時把握し、適切な施設サービス提供のアセスメントとして取り入れる。

ハ リスクマネジメントの強化

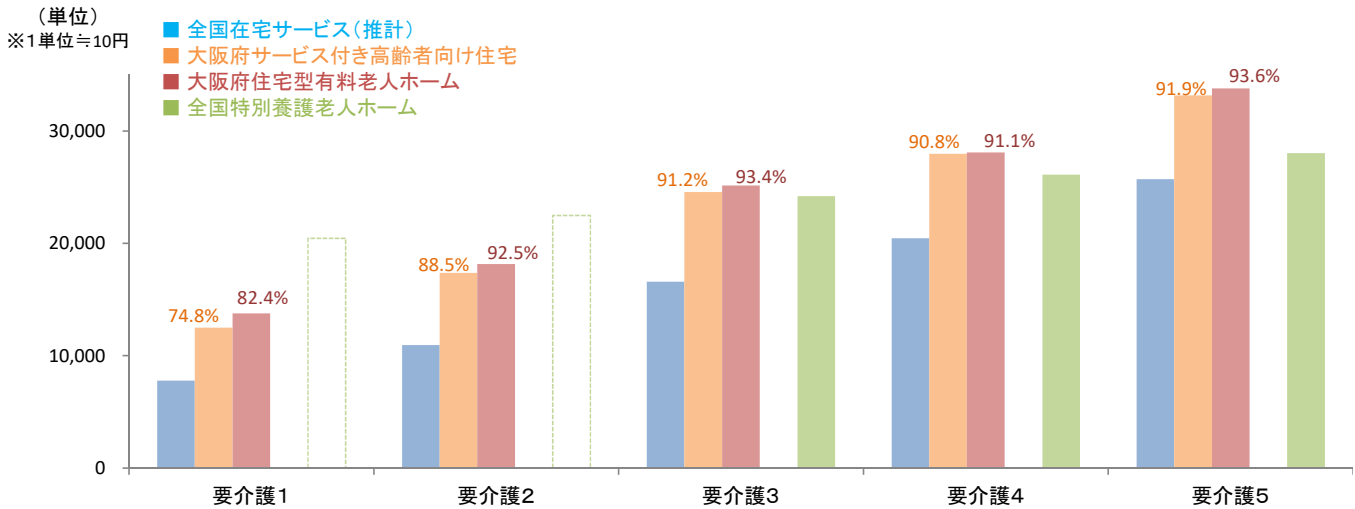
- ・今回の事故を教訓に、職員の教育に努め、施設サービスの向上を図る。
- ・地方公共団体や、全国有料老人ホーム協会への報告を徹底し、指導・助言を真摯に受けながら適正な運営を行う。

高齢者向け住まいにおけるサービス利用量について

○ 大阪府の調査結果では、「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」においては、外部の在宅サービス利用に係る受給者1人当たり単位数が非常に高い傾向。

受給者1人当たりのサービス利用単位数の比較（1か月当たり）

平成29年10月25日
財政制度等審議会 財政制度分科会
提出資料より一部抜粋



※ パーセント(%)表記は、区分支給限度基準額(在宅サービスに係る1か月間の保険給付上限)に対する比率。

(出典):厚生労働省「平成28年度介護給付費等実態調査(平成28年5月審査分)」、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書「大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について」

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和2年度予算案 60,000千円

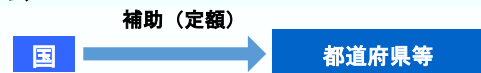
事業創設の背景

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「集合住宅」という。）等の高齢者向け住まいへ入居している高齢者へ介護サービスを提供している事業所が、行政処分を受けた事業所全体の約3割を占めているという実態があります。
- このため、主として集合住宅に入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所（以下「集合住宅関連介護事業所」という。）への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県及び市町村における指導体制の強化を図るものです。

考えられる成果

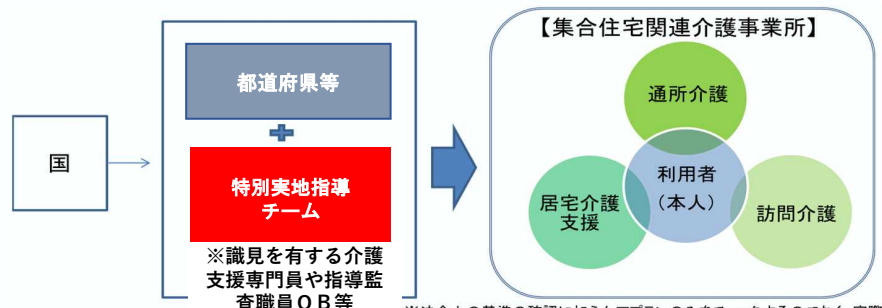
- 自治体における効果的指導手法の確立→好事例は全国会議等で紹介
- 利用者の囲い込みをしていると考えられるサービス事業者に着眼し、サービスケアプランの見直し等に基づく返還命令等により介護給付費削減を図る。
- 同一自治体内での他の集合住宅関連介護事業所が行うサービス提供への抑止力及び牽制

事業スキーム



事業イメージ

- 補助要件（実施要綱より抜粋）
 - ・集合住宅5カ所以上選定
 - ・補助上限 1自治体300万円（定額）
- 手法例
 - ・集合住宅に介護サービスを特化実施しているサービス事業者を実施指導対象として重点的に選定
 - さらに、識見を有する介護支援専門員や自治体職員OBを交えた特別実地指導チームを組織して指導・監査に臨む。（右記例）
- 効果・効率的な指導を実施している民間団体への委託可能



※法令上の基準の確認に加えケアプランのみをチェックするのではなく、実際にサービス提供している事業所の個別サービス計画、利用者本人の同意(意向)等も含め包括的に確認。

平成31年 2 月 4 日
老高発0204第 1 号
国 住 心 第 5 1 9 号

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 住宅担当部長
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新への対応について

サービス付き高齢者向け住宅については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づき、平成23年10月から約7年にわたり供給されてきており、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新に係る周知徹底等について」（平成28年 7 月14日付け老高発0714第 1 号・国住心第70号）により、登録事業者における登録の更新の申請手続について周知徹底等をお願いしてきたところである。

しかし、一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新がされていないものなど、サービス付き高齢者向け住宅として適切に運営がなされていないおそれがあるものが見受けられる。ついては、下記の事項にご留意の上、法の適正かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

1. 事業の登録の更新に係る周知徹底について

事業の登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなり、都道府県知事は法第13条第1項第2号の規定により登録を抹消しなければならない。また、登録の効力を失った後も従前と同様に事業を続けた場合、法第14条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあるとともに、法第23条の老人福祉法（昭和38年法律第133号）の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届

出が必要となる。さらに、登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅等については、補助金の返還や税制優遇の適用要件不適合等の事由に該当することとなる。

については、かねてよりお願いしているところであるが、登録事業者における登録の更新の申請手続に遺漏のないよう、貴管内の登録事業者に対して、より一層の周知徹底を図られたい。

2. 登録の更新手続に係る速やかな処分について

一部のサービス付き高齢者向け住宅において、登録の更新の申請があつたものの、長期間にわたり処分がなされていないものが見受けられる。単に手続に時間を要している場合には、速やかに登録の更新手続に係る処分を実施されたい。

また、登録の更新に際して、登録された登録事項が事実と異なることや、登録事業が法第7条第1項各号に掲げる基準に適合しないことが判明した場合には、必要に応じて、法第25条に基づく指示、さらには、法第26条第2項に基づく登録の取消しなどを活用し、更新手続が速やかに進むよう適正かつ円滑な対応をお願いする。

以上

2020年4月1日から 保証に関する民法のルールが 大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

このパンフレットでは、保証に関する新しいルールについてそのポイントを説明しています。



法務省

保証契約とは

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」^{しゅさいむしゃ}がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

なお、「連帯保証契約」とは、保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払を求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。以下では、単に「保証」としていますが、すべて「連帯保証」を含みます。



保証契約のリスク

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることになります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

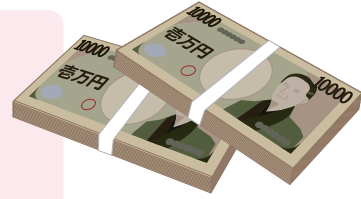
このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、主債務者から「迷惑をかけないから」、「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも見られます。

保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。



事例1

- ① 企業経営をしている友人が金融機関から2,000万円の融資を受ける際、「迷惑はかけない。」と言われ、仕方なく保証人になった



- ② 友人（主債務者）は経営に失敗して破産。債権者から1億円を請求される



- ③ 自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められる

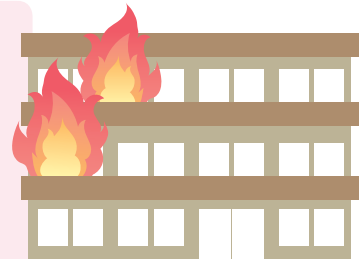


事例2

- ① 親戚がアパートを賃借する際に、「名前を貸してほしい。」と言われて保証人になった



- ② 親戚（主債務者）の落ち度でアパート全体が焼失したが、親戚にさしたる財産がないため、債権者から多額の損害賠償を請求される



- ③ 完済まで毎月の給料の差押えを受ける



極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

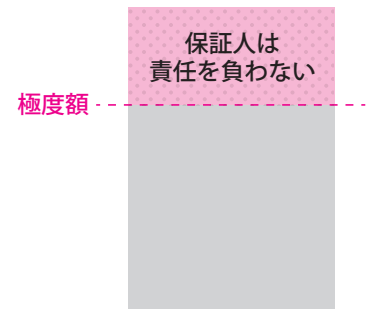
1 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



2 特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。

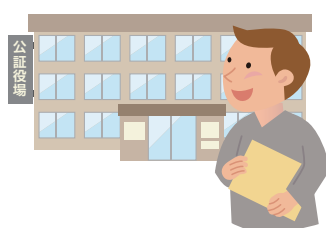
公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が**法人**である場合 その法人の**理事**、取締役、執行役や、**議決権の過半数を有する株主等**
- ②主債務者が**個人**である場合 主債務者と**共同して事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者**



公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。

保証意思確認の手続について、囑託先とすべき公証役場に制限はありません。

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>
(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

公証人による保証意思確認のの流れ

① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の嘱託）を行うことになります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手続は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることになります。

② 保証意思の確認

公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手続を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

保証意思確認の手続の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手続の手数料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、嘱託先となる公証役場にお問い合わせください。



情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

1 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

3 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/
minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



法務省民事局参事官室
TEL 03-3580-4111 (代)
<http://www.moj.go.jp/>

3. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について

高齢者単身又は高齢者のみ世帯、障害者のいる世帯や低所得世帯等が安心して地域で暮らしていくため、大家の抱える不安に対応する既存の施策・令和2年度予算案等での施策を令和2年1月16日に「安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保策」としてとりまとめたところである。

特に、高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等によるところが多いところであり、これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があるところである。

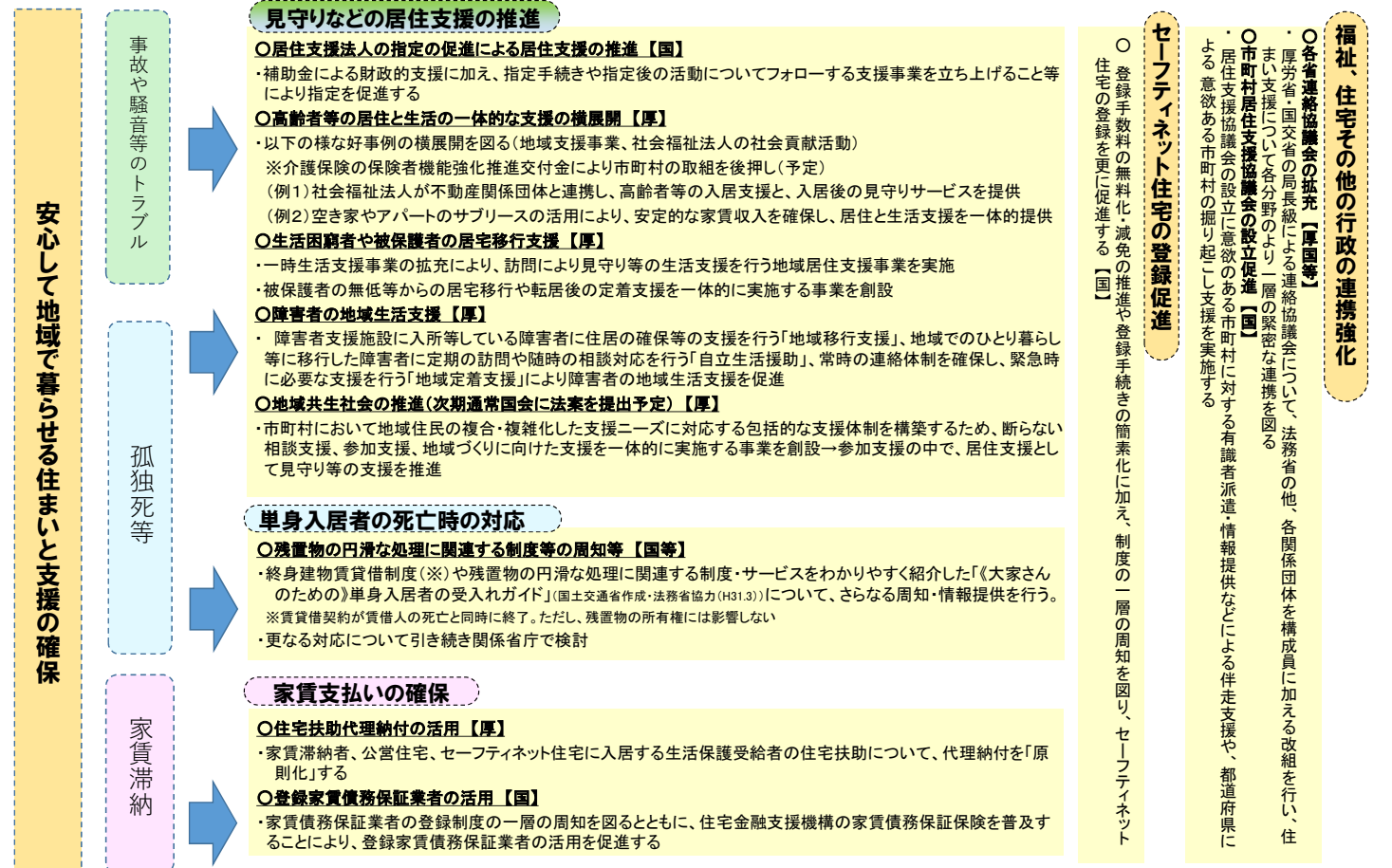
厚生労働省としては、今後、好事例をとりまとめて周知を図ること等を検討しているが、各自治体においても、地域支援事業として実施していただく等、積極的に取り組みを推進していただきたい。

また、インセンティブ交付金において、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に取り組んでいる場合に加点対象とすることを予定している。

高齢者単身又は高齢者のみ世帯、障害者のいる世帯や低所得世帯等が安心して地域で暮らしていくため、大家の抱える不安に対応する既存の施策・令和2年度予算案等での施策を本日時点で整理したもの。今後、新規施策等に応じて改訂していく。

<目的> <大家の不安>

<対応策>



不動産事業者が求める居住支援（鹿児島県居住支援協議会）（参考）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由(複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●第1位 ◎第2位 ○第3位					
	制限している	条件付きで制限している	第1位(%)	第2位(%)	死亡時の残存家財処理	見守りなどの居住支援	家賃債務保証の情報提供	入居トラブルの相談対応	入居を拒まない物件の情報発信	契約手続のサポート
高齢単身世帯	4%	27%	孤独死などの不安(76%)	保証人がいない(35%)	●(61%)	◎(53%)	○(36%)			
高齢者のみ世帯	3%	21%	孤独死などの不安(39%)	保証人がいない(33%)	◎(40%)	●(43%)	○(33%)			
障がい者のいる世帯	3%	24%	近隣住民との協調性に不安(36%)	衛生面や火災等の不安(35%)		●(40%)	◎(26%)	○(25%)		
ひとり親世帯	1%	8%	保証会社の審査に通らない(40%)	家賃の支払いに不安(37%)		◎(21%)	●(36%)	○(18%)		
子育て世帯	1%	6%	保証会社の審査に通らない(43%)	保証人がいない(35%)		○(14%)	●(33%)	◎(24%)		
低額所得世帯	5%	26%	家賃の支払いに不安(50%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(37%)			●(48%)	◎(26%)	○(20%)	
外国人世帯	7%	29%	異なる習慣や言語への不安(66%)	近隣住民との協調性に不安(43%)			◎(36%)	●(48%)		○(33%)

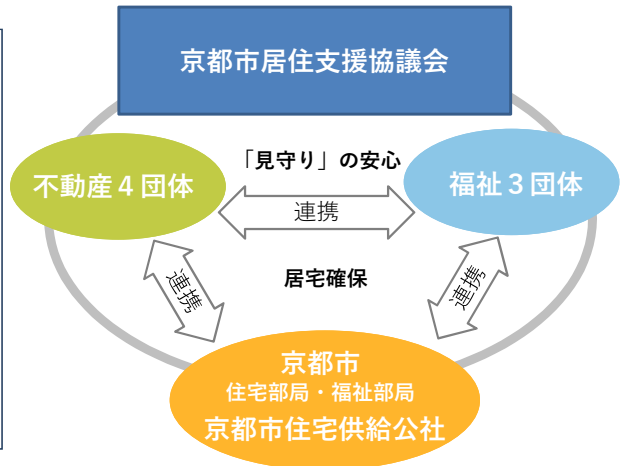
「京都市高齢者すまい・生活支援事業」

◆事業の概要

- ・京都市居住支援協議会における関係機関との連携（プラットフォーム）
※「高齢者を拒まない住宅」登録している不動産業者と連携
- ・京都市老人福祉施設協議会に加盟する10法人が7行政区で事業を実施
- ・各エリアごとに、本人×社会福祉法人×不動産業者（家主）の三者面談を行い、互いの信頼の下で空き部屋をマッチング
- ・定期的に、全体の作業部会を開催し、事業の進捗管理
- ・住み替え後は、社会福祉法人による見守りサービスを実施

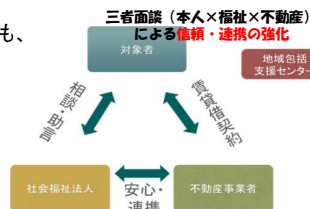
◆事業の成果

- ・モデル事業として事業開始（26年11月）し、01年7月まで93名が住み替えを実現（内訳）50代1名、60代15名、70代35名、80代38名、90代4名。
- （住替理由）立ち退き、建物の老朽化、契約更新不可、虐待、退院後の住居なし等（保証人）保証人なしの場合、保証会社の利用または理解ある家主
- ・「社福法人による見守りサービス」による家主の安心＝貸し手の負担減



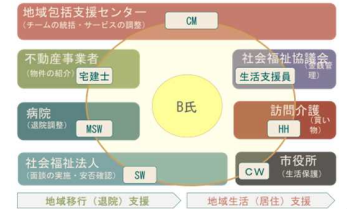
事例① 住み替え支援

- ・90代 女性
- ・住居先の立ち退きを迫られ、事業利用を検討。
- ・支援開始以前は独力で住居を探しても、高齢を理由に断られる。
- ・事業を利用することにより低廉なアパートに入居できた。
- ・週一回の見守りを実施。



事例② 退院支援

- ・60代 男性
- ・難治性疾患の治療のため市内の病院に長期入院。
- ・家賃トラブルにより入院前の住居は強制立ち退き。
- ・事業を利用し、関係機関と専門職が連携することにより、難治性疾患を抱えながらも地域で暮らすことが可能に。



「雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援事業」

◆事業の概要

- （法人の問題意識）
- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

（事業概要）

- 養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。
- ※養護老人ホームのノウハウによる自立支援
- 対象者
- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用で地域生活が可能と思われる高齢者
- 住まいの支援
- ・法人が借り上げた空き家・貸家を転賃（計4件）
- ※法人による家賃の一部補助
- ※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。
- 生活支援
- ・1名の専任職員（嘱託）を雇用。法人職員と連携し毎朝夕の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。
- ※地域の民生委員による協力を受けつつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

◆事業の成果

- 令和元年10月現在、5世帯6名が町事業を利用（単身4人、親子一組）。50代障害者も利用。
- 高齢者だけでなく、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。
- 支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、現状は移動支援と事務的な諸手続等への支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。
- 利用者どうしの交流もはじまっている。

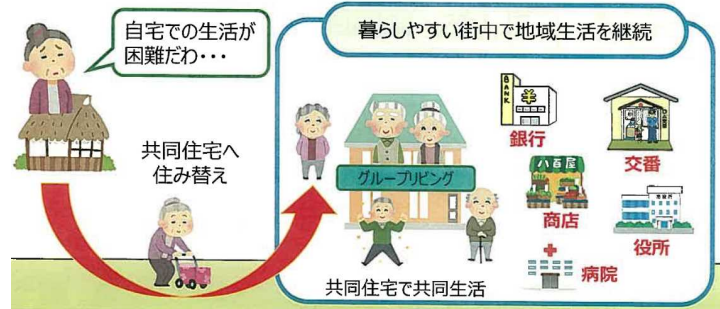


「高齢者グループリビング」 (社会福祉法人 花輪ふくし会による取組事例)

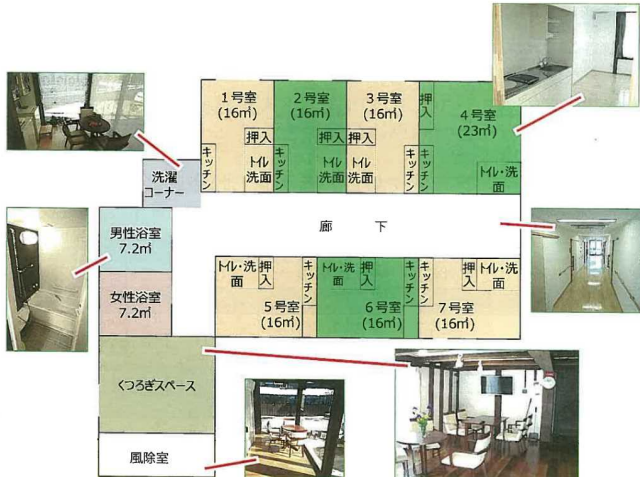
◆事業の概要

- 買い物や雪よせなど、自宅での生活が困難となった高齢者が、暮らしやすい街中の共同住宅へ住み替え、仲間と一緒に助け合いながら生活することで、孤独感や不安を解消し、自立した地域生活の継続を可能とする。
- 敷地内に24時間体制の小規模多機能型居宅介護事業所や地域密着型特別養護老人ホームがあり、ナースコールや内線電話等で何かあったときに職員が駆けつける安心を担保。
- 利用料金は、利用者の負担を考慮して、所得に応じた段階家賃を設定。(28,000円～65,000円)

■高齢者グループリビングのイメージ



■グループリビング「けまない」の事例



【入居者の状況】

性別(年齢)	家賃(円)	介護度等	利用サービス
女性(85)	35,000円	要支援2	デイ週1回
女性(82)	35,000円	要介護3	小規模多機能
女性(79)	生活保護	要介護3	デイ週3回、ヘルパー週7回
男性(70)	生活保護	要支援2	デイ週2回、ヘルパー週3回
男性(68)	生活保護	要介護1	デイ週2回、ヘルパー週2回
男性(65)	生活保護	—	なし
男性(66)	生活保護	要支援2	ヘルパー週1回

(入居の効果の例)

- ・街中でバリアフリーの生活ができるので転倒の心配がなくなった。
- ・独居生活は難しいが、入居者と支え合いながら生活できている。等

地域支援事業等の活用による全国展開

- ・平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- ・具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**

介護保険制度	
【財源構成】 国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 1号保険料 23% 2号保険料 27%	介護給付(要介護1～5)
	介護予防給付(要支援1～2)
【財源構成】 国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 1号保険料 23%	介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、それ以外の者) ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス(配食等) ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ○一般介護予防事業
	包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実) ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等) ○生活支援体制整備事業 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)
	任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

地域支援事業

平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実施要綱)を改正

カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

4. 介護現場革新の取組について

(1) 介護現場革新の取組の全国展開（都道府県等を主体としたパイロット事業の全国展開）

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場の生産性向上を促進するため、

- ・ 平成 30 年度に関係団体と厚労省との間で介護現場革新会議を開催し基本方針（※）をとりまとめるとともに、介護施設を対象に業務改善の取組の手順をまとめた生産性向上ガイドラインを作成し、
- ・ 令和元年度は介護現場革新会議の基本方針を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を 7 自治体で実施したところである。

※ ①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICT の活用、④介護業界のイメージ改善等。

令和 2 年度においては、これまでの取組を全国に普及するため、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーを開催するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」の取組に必要な経費の補助（(2) 参照）を行うこととしている。

また、地域の実情に応じた生産性向上の取組にきめ細かく対応するため、

- ・ 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する介護保険法の改正を今通常国会に提出することや、
- ・ 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）において、介護現場革新の取組を新たに評価することを検討している。

各都道府県等におかれては、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、管内関係団体や有識者等と一体となって、介護現場の業務効率化や介護業界のイメージ改善などに取り組んでいただきたい。

なお、令和元年度のパイロット事業の先進的な取組を生産性向上ガイドラインに反映（改訂）することに併せて、自治体向けの手引書を作成することとしているので、各都道府県等におかれては、介護現場革新会議の開催・運営の参考とされたい。

<介護分野における生産性向上について（厚生労働省ホームページ）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00013.html

(2) 地域医療介護総合確保基金の積極的な活用

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進・介護職員の負担軽減を目的とし、その普及を促進しているところである。その一環として、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護ロボット導入支援事業」を実施して

おり、全国的には着実に補助件数が増加している一方、各都道府県の補助状況（参考資料参照）や導入事例の周知（※）には差が見られる。

※ 事業実績（補助件数のほか、導入施設での使用状況・導入効果・導入時の課題等）を自治体のホームページで公表し、好事例の普及に努めるなど。

また、令和元年度において、介護ロボットの効果的な活用等の業務改善の取組を支援するため、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、タイムスタディ調査による業務の課題分析等を支援するための経費を補助する「介護事業所に対する業務改善支援事業」を基金のメニュー事業に追加したところである。

令和２年度においては、上記事業の内容を拡充することとしており、各都道府県におかれては、介護ロボット導入支援と業務改善支援を効果的に組合せて実施するなど、各事業の積極的な取組をお願いするとともに、管内の介護施設・事業所に対して、自治体のホームページや研修会等の場を通じ、各事業における好事例の周知をお願いしたい。

（令和２年度の拡充内容）

○ 介護ロボット導入支援事業

- ① 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi 工事、インカム）の補助の新設（１事業所あたり対象経費の 1/2 以内（上限 150 万円））
- ② １事業所に対する補助限度台数を利用定員の 1 割から 2 割までに拡充

○ 業務改善支援事業

都道府県での「介護現場革新会議」の開催にあたり必要と認められる経費に対して補助を行う。

- ① 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ② 介護事業所の取組に必要な経費

（例：業務コンサルタントに係る費用や介護ロボット・ICT 機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用（インカム、介護記録ソフトウェア、Wi-Fi 工事等）に係る費用を含む。）

- ③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】

- ②については（１事業所あたり）対象経費の 1/2 以内（上限 500 万円）、
- ①③については必要な経費

（３）介護ロボット等導入支援事業により導入した介護ロボットの活用

平成２７年度補正予算において、地域介護・福祉空間整備推進交付金により、介護ロボット等導入支援事業を実施した。その当時に導入した介護ロボットの使用状況については、「介護ロボット使用状況報告書（※原則として導入後３年間、介護ロボットを導入した介護サービス事業者に対し提出を求めている。）」により

把握してきたところ、一部事業者では、導入した介護ロボットの有効な活用結びついていないと疑われる事例が見られる。介護サービス事業者による市町村への使用状況報告は、同事業実施要綱上、原則として3年間行うこととしており、今年度をもって原則終了となるが、各都道府県におかれては、これまで当省にて実施した事業報告書（※）等を参考に、引き続き管内市町村における介護サービス事業者に対して、同事業により導入された介護ロボットが実情に応じて有効に活用されるよう、好事例の周知や適切な助言をお願いしたい。

※ いずれも厚生労働省ホームページにて公開している。

- ・介護ロボット導入活用事例集
- ・介護ロボットを活用した介護技術開発支援事業報告書
- ・介護ロボットの効果的な活用のための手引き 等

<介護ロボットの開発・普及の促進（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

（４）介護ロボットの開発・普及の促進

介護ロボットの開発・普及については、これまで介護現場のニーズをふまえた介護ロボット開発が行われるよう、介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会（介護現場と開発企業の協議を通じ、着想から現場のニーズを開発内容に反映）の設置や、開発中の試作機器に係る介護現場でのモニター調査を実施してきたほか、介護現場での活用を促進するため、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築を図るなど、開発・導入・普及・活用の各段階で必要な支援を行ってきたところである。

令和2年度においては、これまでの取組を発展的に再編し、

- ① 介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談や、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応（試用貸出や開発実証に係る補助金等の紹介等）を行う「相談窓口（地域拠点）」を全国10箇所程度に設置、
- ② 開発実証のアドバイザーボード兼介護現場へ導入する前の先行実証フィールドとして「リビングラボネットワーク」を構築、
- ③ 介護現場での効果検証を行うために協力可能な介護施設を提供する等、介護現場での実証フィールドを整備

することにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

また、上記のプラットフォームにおいては、①の相談窓口（地域拠点）を中心に、これまで実施してきたニーズ・シーズ連携協調協議会や介護ロボットに関する研修会、情報発信を目的とした地域フォーラムの開催などを継続して実施する予定である。

各都道府県におかれては、上記プラットフォームの取組を管内介護施設に対して周知するとともに、必要に応じて各取組への協力をお願いしたい。

なお、介護ロボットの開発・導入・普及・活用に関する最新の情報は、上記厚生労働省のホームページにおいて掲載しているので、参考とされたい。

(5) 夜勤職員配置加算の算定（介護ロボットの活用の促進）について

平成 30 年度介護報酬改定では、特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設けたところである。

具体的には、特別養護老人ホーム又は短期入所生活介護において、

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数について、最低基準+0.9 名分の人員を多く配置していること
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15%以上に設置していること
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること

を要件として、夜勤職員配置加算の算定を可能としたところであり、各都道府県におかれては、同加算の要件緩和について引き続き管内介護施設へ周知をお願いしたい。

また、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、令和 2 年度に介護ロボットの導入効果のタイムスタディ調査を実施し、必要な見直しを検討していくのでご了解願いたい。

(参考資料) 介護ロボット導入支援事業の実施状況 (令和2年1月時点の暫定値)

	令和2年度
	都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
北海道	55
青森県	7
岩手県	5
宮城県	6
秋田県	12
山形県	—
福島県	24
茨城県	34
栃木県	21
群馬県	59
埼玉県	36
千葉県	130
東京都	49
神奈川県	56
新潟県	67
富山県	22
石川県	4
福井県	30
山梨県	8
長野県	5
岐阜県	29
静岡県	70
愛知県	89
三重県	32
滋賀県	8
京都府	33
大阪府	46
兵庫県	95
奈良県	13
和歌山県	70
鳥取県	8
島根県	22
岡山県	11
広島県	99
山口県	16
徳島県	33
香川県	22
愛媛県	24
高知県	2
福岡県	48
佐賀県	46
長崎県	19
熊本県	79
大分県	10
宮崎県	39
鹿児島県	45
沖縄県	7
合計	1,645

※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る。

※山形県は県単独事業として実施。

※導入計画件数のため、今後変更があり得る。

介護現場革新の取組について

- 介護現場革新の取組については、①平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、②令和元年度は介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところ。 ※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 令和2年度においては、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、介護現場の生産性向上の取組について全国に普及・展開を図る。

「介護現場革新会議」の基本方針のとりまとめ

- 守り**
- 介護施設における業務フローの分析・仕分け
 - 地域の元気高齢者の活躍の場を創出
 - ロボット・センサー・ICTの活用
- 攻め**
- 介護業界のイメージ改善



生産性向上ガイドラインの作成

- 業務改善の取組を7つに分類した手順書
- 職場環境の改善
 - 記録・報告様式の工夫
 - 業務の明確化と役割分担
 - 情報共有の工夫
 - 手順書の作成
 - OJTの仕組みづくり
 - 理念・行動指針の徹底

パイロット事業の実施

各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメージ改善を実践するとともに、先進的な取組を生産性向上ガイドラインに反映(改訂)。

＜自治体の主な取組＞

宮城県	福島県	神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市
協同組合を活用したマネジメントモデル	介護オープンラボ(産学官連携)	AIを活用したケアプラン点検	介護助手の効果的な導入方法の検討	介護職が語る言葉からの魅力発信	外国人介護人材への支援	介護ロボット・ICTを活用した介護イノベーション

都道府県等が主体となる介護現場への全国展開(パイロット事業の全国展開)

①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

- 都道府県等と関係団体、有識者などで構成する会議を開催。
- 地域の課題(人材不足等)を議論し、その解決に向けた対応方針を策定。

②地域のモデル施設の育成

- ①の会議において、業務効率化に取組むモデル施設を選定し、その取組に必要な経費を助成。
- モデル施設において、業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査による業務の課題分析を行った上で、介護ロボット・ICT等を活用し、業務効率化の取組を実践。



③モデル施設が地域の生産性向上の取組を伝播

- ②のモデル施設は都道府県等に取組の成果を報告し、都道府県等は好事例として公表。
- モデル施設は、業務効率化に取組む地域の先進モデルとして、必要に応じて見学受入れやアドバイス支援等を実施し、地域における生産性向上の取組を牽引する。



介護現場革新の取組における横展開のイメージ(案) ①横展開に係る地域医療介護総合確保基金による支援策

- 介護現場の生産性向上に係る取組の全国への普及・展開に当たっては、各地域の実情や地域資源が異なることを踏まえると、都道府県等が主体となって取組むことが重要であることから、令和2年度に地域医療介護総合確保基金のメニュー事業を拡充することとしている。

【地域医療介護総合確保基金のメニュー事業】

令和2年度予算案(国費、括弧内は公費)
施設整備分: 467億円(701億円)
介護人材分: 82億円(124億円)

①「地域のモデル施設の育成」に係る支援

【業務改善支援事業(人材分)】

- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
- ・ 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- ・ 介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円))
- 例) 業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT(インカム等)の導入費用など

拡充

②全国の介護事業所に対する支援

業務分析・業務改善支援

【業務改善支援事業(人材分)(再掲)】

- 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対するコンサル経費の補助(1/2補助(上限30万円))

テクノロジーの活用支援

【介護ロボットの導入支援事業(人材分)】

- ①補助上限額: 1機器あたり上限30万円(1/2補助)
※補助限度台数は利用定員の2割まで。
- ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)の補助
補助上限額: 1事業所あたり上限150万円(1/2補助)

拡充

【ICTの導入支援事業(人材分)】

- 補助上限額: 事業所規模に応じて設定(職員10人未満: 50万円～職員31人以上: 130万円)
※事業主負担は都道府県が設定

拡充

【介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー・ICTの導入支援(整備分)】

- 補助上限額: 1定員あたり42万円(特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例)

新規

介護の魅力発信(人材確保)

【業務改善支援事業(人材分)(再掲)】

- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
- ・ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費
- 例) 介護の魅力をまとめたパンフレットを作成し、関係団体等と連携して学校現場や地域住民に配布

拡充

①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

②地域のモデル施設の育成



- 「介護現場革新会議」の具体的な役割
- 地域の課題(人材不足等)や資源の把握
 - 地域の課題の解決に向けた対応方針の策定
 - ・ 業務効率化に関する事業整備
 - ・ 業務効率化に取組むモデル施設の育成
 - ・ 業務効率化の取組の好事例の収集・普及
 - ・ 介護人材の育成
 - ・ 介護業界のイメージ改善等

③モデル施設を通じた他の介護事業所への取組の伝播



(1) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン(平成30年度作成)に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

※ 例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

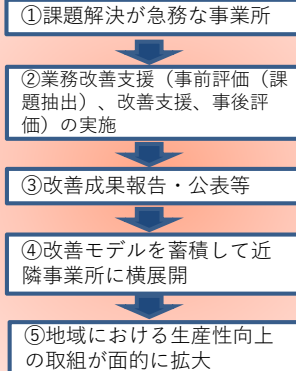
【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書(市町村指定の場合)を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等

※ 都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果(業務改善モデル)を横展開

【補助額】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)

事業スキーム



拡充

(2) 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」で必要と認められた経費の一部を助成

■ 平成30年度の「介護現場革新会議」の基本方針を踏まえ、都道府県等が地域の関係団体と「介護現場革新会議」を開催し、当該会議において地域の課題等に関する議論を行い、その解決に向けた対応方針を策定。その方針に基づいた取組に要する費用として、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において必要と認められる経費に対して助成する。

①介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

②介護事業所の取組に必要な経費

(例:第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。))

③都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②について(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し**、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施。
- 令和2年度から、以下の拡充を行う。
 - ①見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設(1事業所あたり上限150万円。補助率1/2)
 - ②1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

対象となる介護ロボット

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

【介護ロボットの例】

○装着型パワーアシスト(移乗支援)



○歩行アシストカート(移動支援)



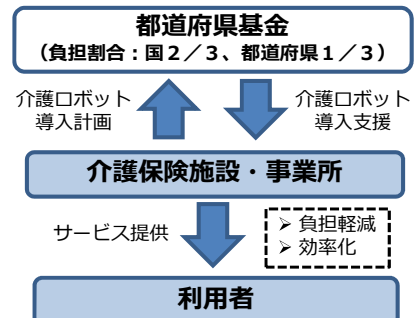
○見守りセンサー(見守り)



補助額

- 1機器につき対象経費の1/2以内(上限30万円)
補助限度台数:利用定員の2割
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)
1事業所につき対象経費の1/2以内(上限150万円)

事業の流れ



実績(参考)

- 実施都道府県数:46都道府県(令和元年度)
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
 - ・平成27年度:58件
 - ・平成28年度:364件
 - ・平成29年度:505件
 - ・平成30年度:1,153件
 - ・令和元年度:1,645件

※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(注)令和元年度の数値は令和2年1月時点の暫定値

【目的】

介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員（ホームヘルパー）等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【事業内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を助成する。

- ✓ 対象事業所：介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）
- ✓ 補助対象経費
 - ソフト：ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、改修経費（標準仕様対応、CHASE対応）、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
 - ハード：タブレット端末、スマートフォン、インカム
 - その他：導入研修、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 等
- ✓ 要件等
 - ・記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること
 - ・ケアマネ事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること
 - ・CHASEによる情報収集に対応すること
 - ・事業所はICT導入に関する他事業者からの照会等に応じること
 - ・導入効果を報告すること
 - ・県として導入事業所を公表すること 等

【要求要旨】

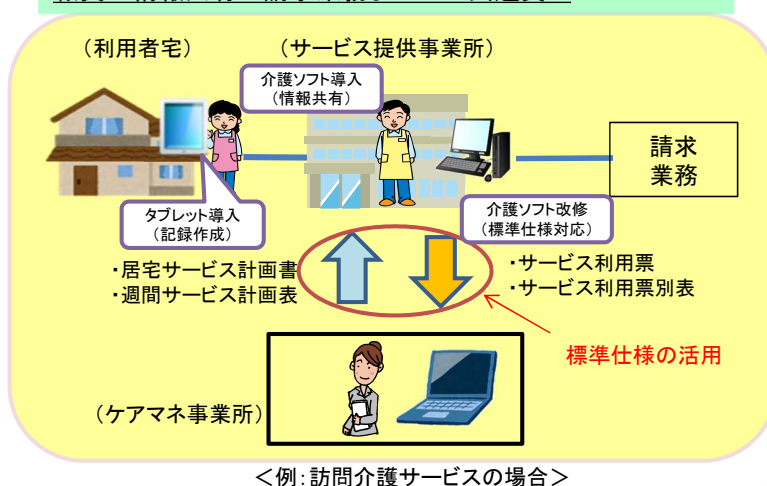
内容を拡充することにより、介護事業所におけるICT導入をより強力に支援する

【拡充内容】

- 補助率
 - 令和元年度 1/2（国2/6、都道府県1/6、事業者3/6）
 - ⇒ 令和2年度 県が設定 ※事業主負担は入れることを条件とする
- 補助上限額
 - 令和元年度 30万円（事業費は60万円）
 - ⇒ 令和2年度 事業所規模に応じて補助上限額を設定

職員1人～10人	50万円
職員11人～20人	80万円
職員21人～30人	100万円
職員31人～	130万円

事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成、職員の情報共有～請求業務までが一気通貫に



施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

（拡大後の開設準備経費の
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- 「大規模修繕時」

（開設時等の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1 定員あたり 83.9 万円

（補助要件）

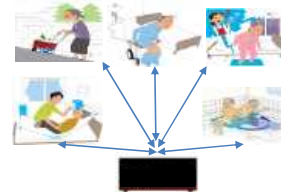
（大規模修繕時の開設準備経費の
最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1 定員あたり 42 万円

＜見守りセンサーの例＞

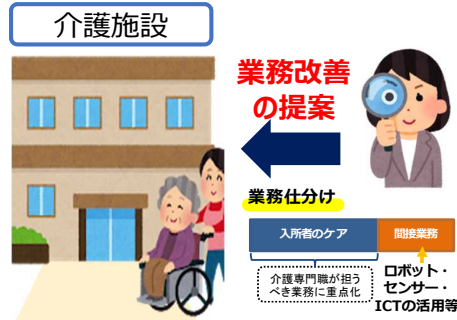


＜介護業務支援の例＞



- 「大規模修繕時」の補助単価は、「施設開設時」と異なり、ロボット・センサー、ICT以外の設備整備や、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費や開設のための普及啓発経費等とはかからないことを踏まえ、1/2とする。
- これに併せて、補助対象経費は、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策などに限る。
- 令和5年度までの実施。

施設内での取組
イメージ（案）



【業務改善支援事業（地域医療介護総合確保基金）による支援（再掲）】 **【拡充】**

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対するコンサル経費の補助(1/2補助(上限30万円))
- ② 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
 - ・ 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ・ 介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円))
例) 業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT(インカム等)の導入費用など
 - ・ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

トップ層
(経営者層)



経営者層の
意識改革



【全国セミナーの開催①】 **【新規】**

- トップセミナー（経営者層）
 - ・ 業務改善に取り組む意義から好事例の紹介等、意識啓発を目的とした講義セミナー

ミドル層
(介護従事者層)



プロジェクト
リーダーの育成



【全国セミナーの開催②】 **【新規】**

- ミドルセミナー（介護従事者層）
 - ・ 介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップ形式によるセミナー

【ファシリテーター養成の手引きの作成】 **【新規】**

- ファシリテーター（介護現場における生産性向上の取り組みを支援する者）を養成するための手引きの作成

介護事業所における生産性向上推進事業

○ 令和2年度予算案
3.5億円

（参考）令和元年度補正予算
1.5億円

- 令和元年5月にとりまとめた「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」における医療・福祉サービス改革プランにおいて、
 - ・ 介護分野で①業務仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善を行うパイロット事業を実施し、その結果を踏まえて介護現場の業務改善や介護業界のイメージ改善について、先進的な取組を全国に普及することや、
 - ・ 必要に応じ更なる生産性向上ガイドラインの見直し、好事例等の収集、国、自治体及び事業者団体等を通じた横展開を実施
- とされていることを踏まえ、介護事業所における生産性向上の取組の促進を図る。

事業概要

介護事業所における生産性向上の取組を普及するため、以下の事業を実施する。

(1) 介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催

介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーをそれぞれの職種の役割に応じて開催する。

- ① トップセミナー（経営者層）
 - ・ 経営者層に対して、業務改善に取り組む意義から好事例の紹介等、介護現場の生産性向上への取組の意識啓発を目的とした講義セミナーの実施。
- ② ミドルセミナー（介護従事者層）
 - ・ 介護従事者層に対して、介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップセミナーを行い、業務改善の司令塔となるプロジェクトリーダーの育成を目指す。

(2) ファシリテーター養成の手引きの作成

ファシリテーター（介護現場における生産性向上の取り組みを支援する者）を養成するための手引きを作成する。

（参考）令和元年度補正予算案の概要

- 平成30年度の介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を実施。

406

※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。

- 平成30年度の介護現場革新会議の基本方針（※）を踏まえた取組をモデル的に普及するため、令和元年度に自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところ。
※介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 令和2年度はこれまでの取組（介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインや令和元年度パイロット事業の成果）を全国に普及、展開を図ることとしているが、地域の実情は様々であり、多様な取組を切れ目なく進めていく必要があることから、パイロット事業を継続する。

実施自治体

3～4自治体程度

※ 令和元年度は7自治体（①宮城県、②福島県、③神奈川県、④三重県、⑤熊本県、⑥横浜市、⑦北九州市）

対象施設等

➢ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、特定施設入居者生活介護 等

取組内容

1 業務仕分け・ロボット・ICT・元気高齢者活用の三位一体型効率化

- 業務仕分け、業務フローの見直しなどの研究、実践の成果
- 介護職員の専門性が必要な業務とそうでない業務の切り分け
- 介護助手の採用方法、現場における活躍事例
- ロボット・ICTの活用によるケア記録の省力化や夜勤の効率化

2 ロボット・ICTの活用

- ロボット・ICTの具体的な活用による好事例

3 介護業界のイメージ改善

- 賃金水準やキャリアアップの仕組みをはじめとする労働環境
- 介護福祉士養成校入学希望者を増やすための取組
- インターンや職場体験などを受け入れる際の受け入れ体制、考え方

(注) 平成30年12月11日 第1回介護現場革新会議資料（抜粋）

事業のイメージ

(事務局：シンクタンク)

全体会議（全体の統括）

- 事業者団体、学識者、生産性向上に関する有識者等

事業の進捗報告

専門的知見から
事業の助言等

パイロット事業（目標設定・取組実施・成果取りまとめ）

A県
協議会B県
協議会C市
協議会

...

- 自治体職員、事業者団体、シンクタンク等

報告書の作成

各自治体へ横展開

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築イメージ

- 来年度、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積し、介護ロボットの開発・普及を加速化。
- 具体的には、①相談窓口（地域拠点）、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口（地域拠点）

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

－ 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 －

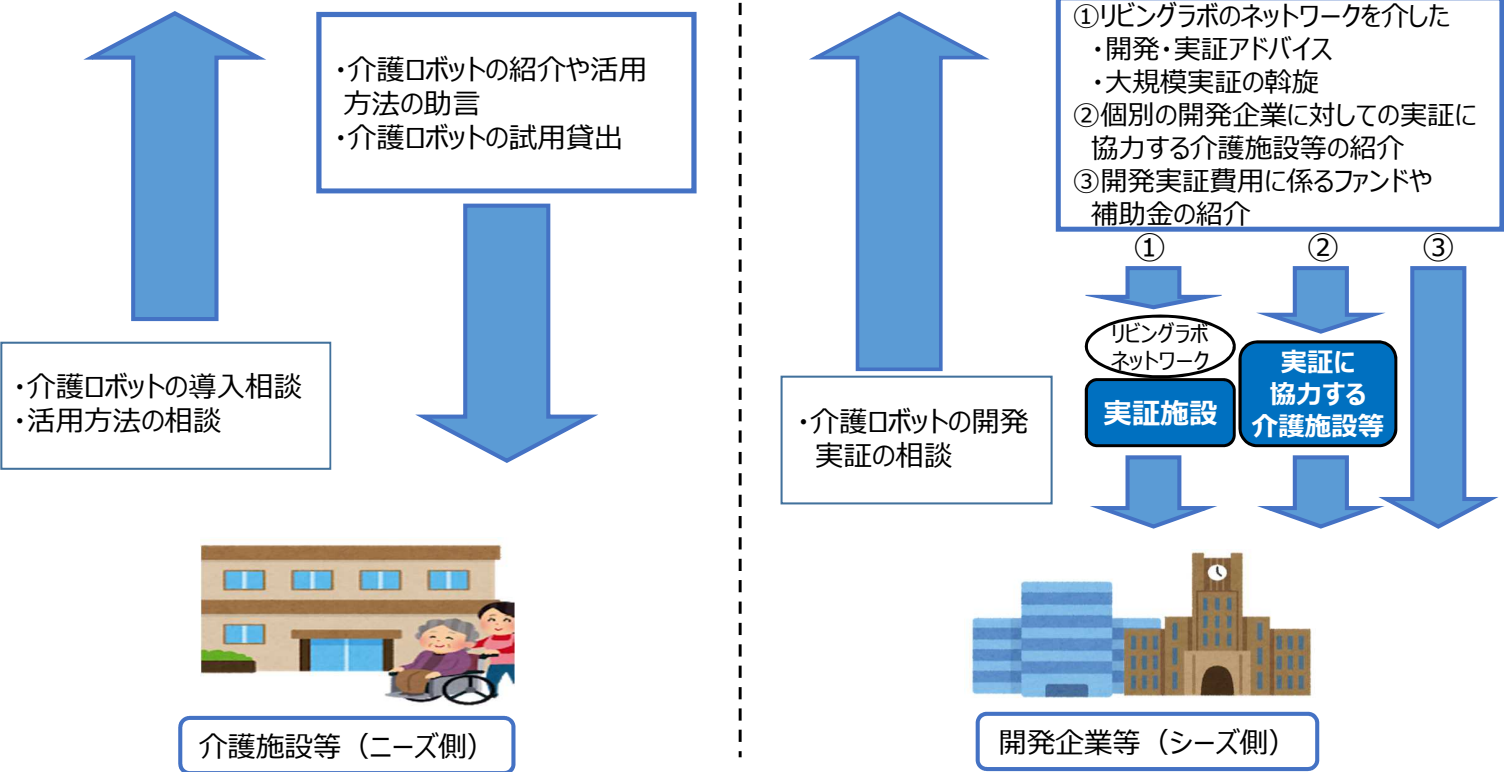
③介護現場における実証フィールド
－ エビデンスデータの蓄積 －

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

①相談窓口（地域拠点）

※全国10箇所程度

介護施設等（ニーズ側）・開発企業等（シーズ側）の一元的な相談窓口（全国10箇所程度）



11

②リビングラボネットワーク – 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 –

○人手不足等の様々な課題に対して、各リビングラボの特性（研究実証型、現場実用型）を最大限活用して対応できるよう、リビングラボのネットワークを構築し、以下の内容を実施。

（1）政策的課題に対する対応

■政策的課題に対する解決策の検討

- ・介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供に資するテクノロジー機器の選定、介護現場での実証方法等の整理。※老健事業を活用。
- ・介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供のモデル事業の先行実施。※実証施設を1箇所選定。
- ・大規模実証における実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言。

（2）個別の開発企業への対応

- 個別の機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証（現場導入前の先行実証）
- 実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言

介護分野のリビングラボの代表例



③介護現場における実証フィールド – エビデンスデータの蓄積 –

想定するフィールド

- ・各ラボが提携する協力施設
- ・関係団体との連携による協力施設 等

実証内容

（1）政策的課題に対する対応

○介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供に向けた介護施設での大規模実証 等

※令和2年度に老健事業やモデル事業を実施し、令和3年度以降、実証フィールドでの大規模実証を順次実施。

（2）個別の開発企業への対応

○開発企業等による大規模実証（随時）

408

12

概要

- 介護ロボットの開発・普及に向けて、①介護施設等（ニーズ側）・開発企業等（シーズ側）の一元的な相談窓口の設置、②リビングラボのネットワークの構築、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、開発や普及の各段階で必要な支援を行い、介護ロボットの開発・普及の加速化を図る。

着想段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ

開発段階

実証の協力施設の紹介

現場導入前の先行実証
専門的な技術的助言

大規模実証の支援

普及・活用段階

活用方法の助言

試用貸出

フォーラム等の情報発信
効果的活用のモデル事業の実施
大規模実証の支援

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①ニーズ・シーズの一元的な相談窓口（地域拠点）

- 各地域にニーズ側・シーズ側双方からの相談を受け付ける一元的な相談窓口を設置し、個々の相談に対して、以下の支援を実施。

<ニーズ側> 普及・活用段階

- ・介護ロボットの紹介や活用方法の助言、試用貸出、常設展示
- ・介護ロボットの普及を目的とした情報発信（フォーラムの開催等）

<ニーズ・シーズの共同による開発支援> 着想段階

- ・ニーズ・シーズ連携協調の協議会の設置
※介護現場と開発企業の共同で介護ロボットを構想し、開発着想段階から介護現場のニーズを反映

<シーズ側> 開発段階 普及・活用段階

- ・開発実証費用に係る補助金等の紹介
- ・個別の開発企業に対しての実証に協力する介護施設等の紹介
※開発コンセプトの段階から、介護現場と開発企業の意見交換の場の提供や有識者によるアドバイス等を併せて実施
- ・リビングラボのネットワークを介した開発・実証の助言や大規模実証の斡旋

②リビングラボネットワーク実証のアドバイザーボード兼先行実証フィールドー

開発段階 普及・活用段階

- 介護ロボットの開発・実証を支援するため、リビングラボのネットワークを構築し、以下の支援やモデル事業を実施。

- ・機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証（現場導入前の先行実証）
- ・個別の機器や大規模実証における実証方法やデータ分析の専門的な技術的助言
- ・介護ロボットを活用した業務改善に係るモデル事業の実施
※介護ロボット等を効果的に組み合わせる活用することにより、人員配置の効率化を目指す等のモデル事業を実施。

③介護現場における実証フィールドの整備

開発段階 普及・活用段階

- 開発企業等が介護現場での大規模実証を円滑に実施できるよう、大規模実証に協力する介護施設を確保。
※開発企業等による実証から得られた介護ロボットの利用効果に関するエビデンスデータを蓄積。

5. 高齢者虐待の防止等について

(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

令和元年12月24日に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する平成30年度の調査結果を公表したところである。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は2,187件、虐待判断件数は621件、養護者による虐待については、相談・通報件数は32,231件、虐待判断件数は17,249件となっており、いずれも過去最多となっている。

当該調査結果については、各都道府県に対し、都道府県・管内市町村の確定データを提供しているが、虐待の増加要因等について分析が不十分である都道府県・市町村もあり、当該データの活用により、傾向や特徴や取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じることが重要である。

また、事実確認を行っていない事例が多く報告されているが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、警察OBや専門職を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認・対応をお願いする。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いする。

とりわけ、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法・老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分情報共有・連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導（勧告）に対する改善計画（取組）については、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた改善取組を評価することが不可欠である。

死亡事案については、事前に相談・通報がなく、事案の発生を警察発表や報道等で事後に把握した場合に特段の対応を行っていない自治体もあることから、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無や緊急性を判断するとともに、事後検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するよう、これまでもお願いしているところである。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応に努めていただくようお願いする。

(2) 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引（※）

による高齢者の被害については、市町村において、法第 27 条の規定に基づき、相談に応じ、消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、都道府県には平成 27 年に通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署・機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところである。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、引き続き適切な支援・助言や注意喚起をお願いする。

（※）財産上の不当取引：養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的と高齢者で行う取引

（３）高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業は、都道府県のご意見も踏まえ、平成 29 年度に抜本的見直しを行ったところですが、円滑かつ効果的な事務遂行の観点から、令和 2 年度に都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議の設置を新たに補助対象として追加し、養介護施設従事者等による虐待における連絡・対応体制の構築（特に死亡事案等重篤事案の初動期段階）や個別の虐待事案に関する定期的な情報共有などについて都道府県と市町村の連携強化を図る予定にしている。

また、当該事業は、令和元年度に養護者による虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例において、市町村・介護支援専門員等と連携の下、弁護士・社会福祉士・医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）についても補助対象として拡充したところなので、積極的に当該事業をご活用いただき、管内市町村への更なる支援をお願いする。

6. 介護相談員制度の推進について

介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境である一方、閉鎖的な空間でもあり、身体拘束等の虐待事案が発見・通報されにくい可能性がある。

風通しの良い環境を作り出すためには、介護施設等の施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的である。

具体的には、介護保険の地域支援事業の任意事業である介護相談員派遣等事業（※）の実施が考えられるが、介護相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体等の負担となっていることなどにより、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状である。

また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅では、外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱く、近年、死亡事案等重篤事案が発生している。

そのため、令和2年度に介護相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、下記のように介護相談員制度の充実を図る予定にしている。

都道府県においては、介護相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村への事業効果等の周知や住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いする。

（※）介護相談員派遣等事業：地域で活躍する市民ボランティア（介護相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

【主な改正内容】

（1）派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加

これまで介護保険法上の施設・事業所のみを派遣先の対象としていたが、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホームや安否確認・生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を追加。

特に外部サービスを利用しているケースも多く、責任の所在が不明確になりがちであるとともに、介護保険法や老人福祉法に基づく指導監督の権限が弱い住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での介護相談員の受入を促進。

（2）「介護サービス相談員」への改称

『介護』保険サービスを提供する施設・事業所だけでなく、介護保険外の様々

な『サービス』を提供する施設等にまで広く対象拡大するため、「介護相談員」から「介護サービス相談員」に改称。

(3) 利用者目線の明確化

介護相談員は利用者の日常的な不平・不満等を改善することを目指すものであるものの、規定上は「サービスの質の向上」のみとなっていたため、「利用者の自立した日常生活の実現」を追記。

(4) 介護相談員に係る研修の整理・充実

介護相談員の質の確保や量的拡大の観点から、研修実施主体によって研修内容・時間にバラツキのあった介護相談員に係る研修を2種類に整理し、通常の研修の他、OJTにより実務経験を積むことを要件に研修時間を軽減する制度を創設するとともに、各研修の標準的な研修カリキュラムの内容・時間数を提示。また、定期的な更新研修の実施を促進。

(5) 介護相談員に係る研修費用への助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）において、各研修の研修費用への助成をメニュー化。

(6) 保険者機能強化推進交付金による後押し

保険者機能強化推進交付金において、介護相談員制度を導入する市町村を評価。

7. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成 30 年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設定
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示

する等の取組を実施しているところである。

これら改正内容の適切かつ円滑な実施に向けては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等とも連携を図りつつ取り組んでいるところであるが、各都道府県におかれても、下記について、改めて御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書に TAIS コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしている。

商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に記載いただくことが必要であることから、各保険者においても、適切な介護給付費請求の観点から、必要に応じて記載内容を福祉用具貸与事業者等に照会するなど確認を行っていただくことが重要である。

また、実際の商品コードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

＜商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）＞

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年 10

月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」(平成 31 年 4 月 24 日当課事務連絡)でお伝えしたとおり、今年度は新商品についてのみ行うこととしている。商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページで一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

なお、今後の見直しについては、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととしているので、あらかじめ御了知いただきたい。

＜全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）＞

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(2) ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」(平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号)において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

昨今、ハンドル形電動車椅子利用者の認知機能の低下と運転適正の相関関係等につき指摘がなされていることから、同通知について今一度徹底をお願いするとともに、各都道府県におかれては、福祉用具貸与事業所・福祉用具専門相談員によるハンドル形電動車椅子の貸与可否の判断、貸与にあたっての使用方法的指導・使用上の留意事項の説明等に対する支援を行うよう、管内の保険者等への周知をお願いしたい。

なお、対応に当たっては、以下についても参考とされたい。

＜ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業＞

(一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ)

<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

＜福祉用具シリーズ Vol.13（電動三輪車四輪車使い方手引き）＞

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html

＜福祉用具ヒヤリ・ハット情報＞

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

＜電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ（動画）＞

(電動車いす安全普及協会ホームページ)

<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>

(3) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成 30 年度には、住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の保険者等に周知いただくとともに、適切な実施について願います。

(4) 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第 122 条の 3 に規定する交付金として、平成 30 年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて非常に低く（福祉用具：15 点満点中 2.7 点、住宅改修：12 点満点中 3.9 点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。このため、各都道府県におかれては、管内の保険者に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
 なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

福祉用具貸与の見直し

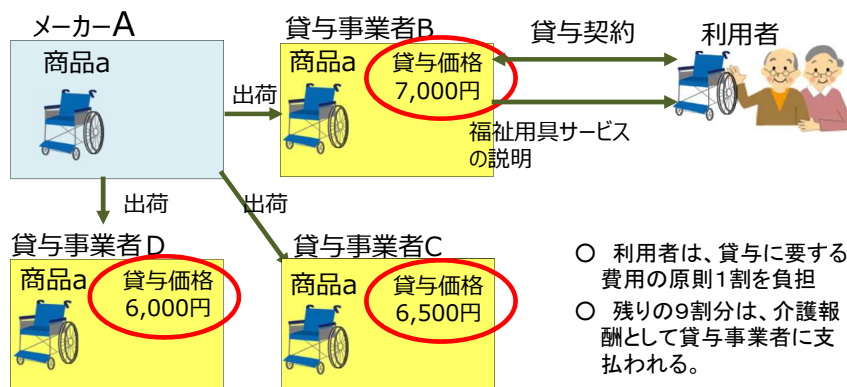
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例：メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格＋1標準偏差)。

平成30年度介護報酬改定以降の福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限の取扱い

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（全国平均貸与価格 + 1 標準偏差）を設け、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 全国平均貸与価格・貸与価格の上限は、施行後の実態も踏まえつつ、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととしていたが、平成30年度介護報酬改定検証・研究事業（福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業）の結果や第170回社会保障審議会介護給付費分科会（平成31年 4 月10 日）における議論を踏まえ、**今年度は見直しを行わず、令和元年10月に実施された消費増税に伴う全国平均貸与価格・貸与価格の引き上げ及び新商品に係る全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定のみを行う**こととし、今後の見直しについては、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととした。
- これらに基づくこれまでの公表状況は、以下のとおり。現在3,451商品につき適用中。

- 平成30年 7 月（初回公表）** ・2,807商品につき、公表。同年10月より適用。
- 平成31年 4 月（2 回目公表）** ・初回公表2,807商品及び新商品419商品につき、消費増税分を反映の上、公表。同年10月より適用。

	平成30年10月～令和元年 9 月	令和元年10月～
2,807商品	初回公表価格を適用	2 回目公表価格を適用
419商品	適用なし	2 回目公表価格を適用

- 令和元年 7 月（3 回目公表）** ・新商品77商品につき、消費増税分を反映の上、公表し、令和 2 年 1 月より適用。
- 令和元年10月（4 回目公表）** ・新商品84商品につき、消費増税分を反映の上、公表し、令和 2 年 4 月より適用。
- 令和 2 年 1 月（5 回目公表）** ・新商品64商品につき、消費増税分を反映の上、公表し、令和 2 年 7 月より適用。

⇒ 以降、概ね 3 ヶ月に 1 度、新商品に係る全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表し、公表から半年後に適用を開始予定。

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載

介護給付費等の記載要領について（抜粋）
（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

- 介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコード（※ 1）又は福祉用具届出コード（※ 2）のいずれかを記載することとしている。
- 詳細な記入要領は以下のとおり。

福祉用具貸与における記載要領

- いずれのコードについても、企業コード（5 桁）及び商品コード（6 桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。
- 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細書の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
手すり貸与		1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111
手すり貸与		1 7 1 0 0 7		3 1	3 0 0			00000-111111

- 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
特殊寝台貸与		1 7 1 0 0 3		3 1	9 0 0			00000-222222
特殊寝台付属品貸与		1 7 1 0 0 4		3 1	1 0 0			00000-233333

請求情報は、給付費支給のほか、次回以降の全国平均貸与価格・貸与価格の上限算定の根拠となる。
→定義に基づく正確な記載が必要。

（※ 1）TAISコード：公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コード。
（参考）福祉用具情報システム（TAIS） <http://www.techno-aids.or.jp/system/>
（※ 2）福祉用具届出コード：TAISコードを取得していない商品について、厚生労働省委託事業により付与されるコード。

住宅改修の見直し

見直しの方向性

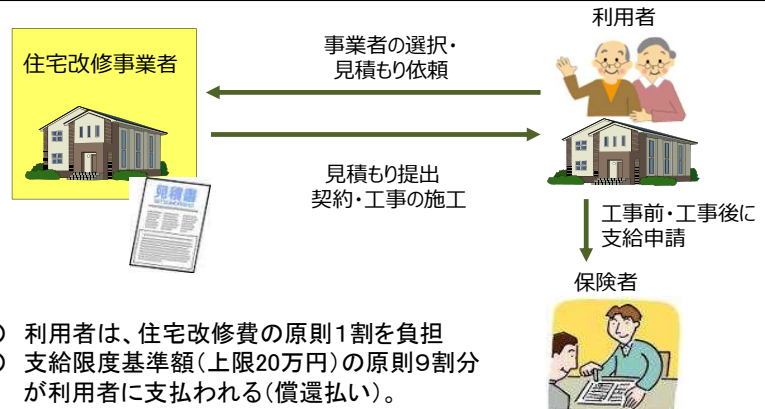
住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。

- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員等が利用者に対して説明することを義務化
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

見積様式

「**居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について**」
(平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平成30年7月1日一部改正

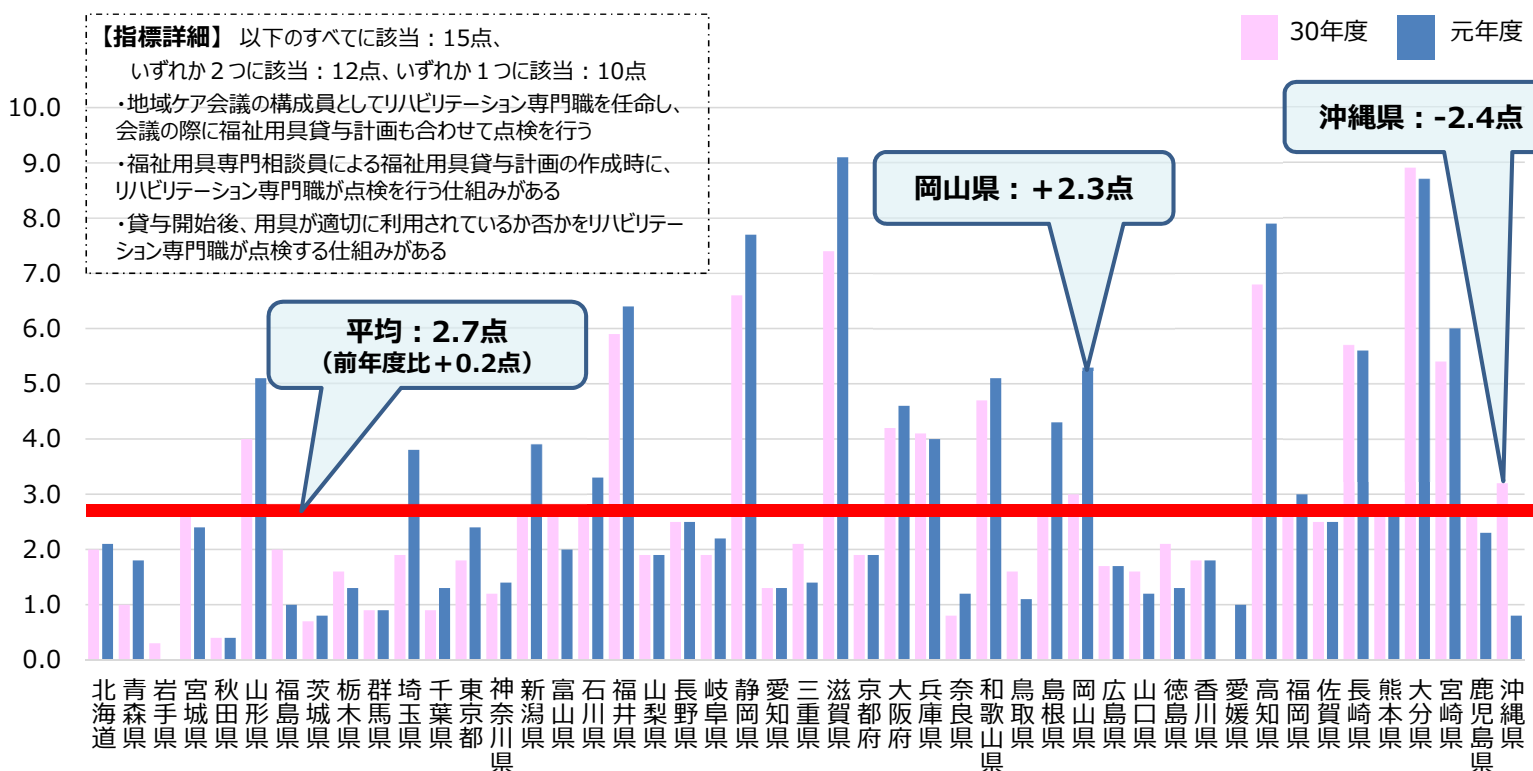
住宅改修 の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※)1 住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等の便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

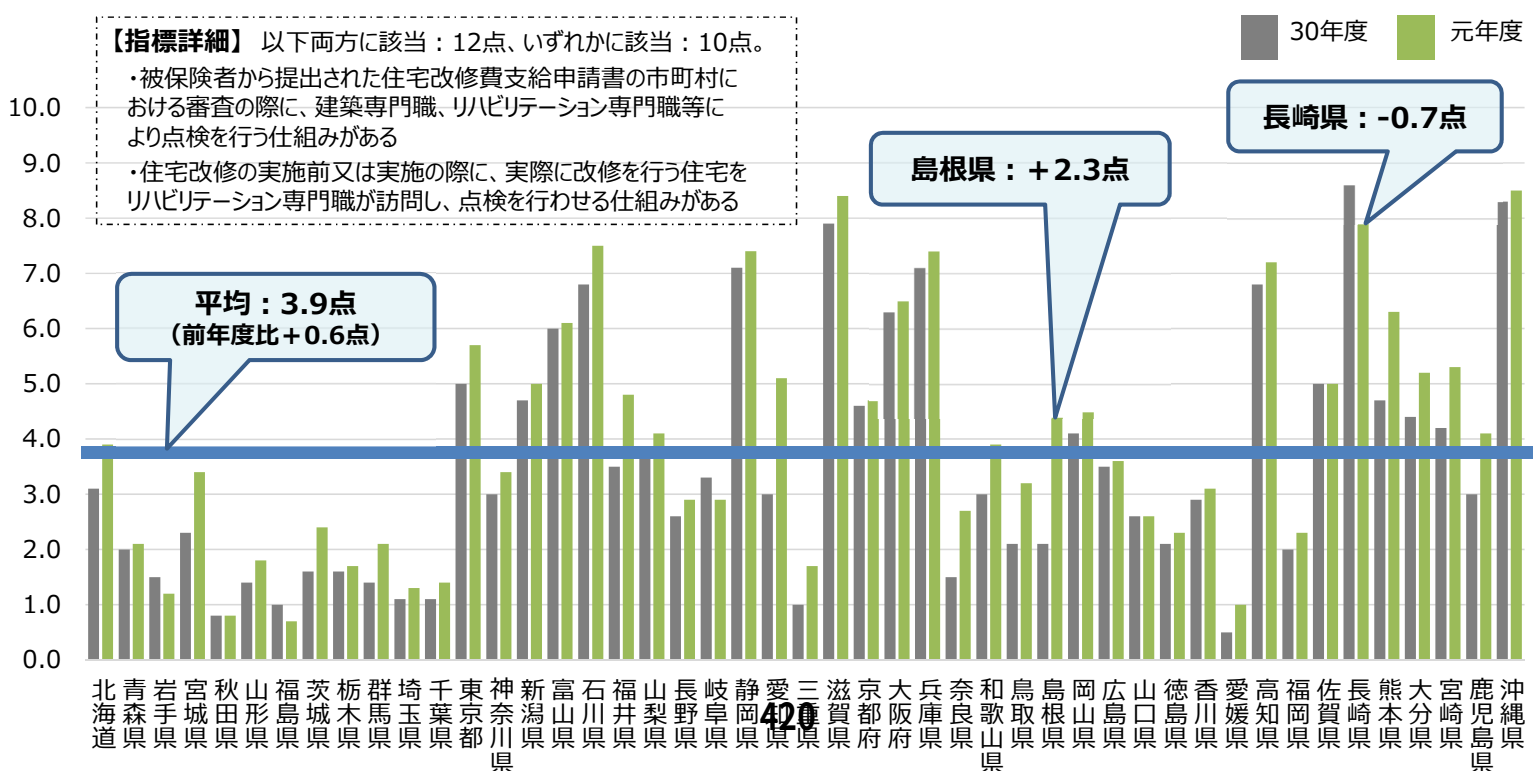
保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具・前年度比）

- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、30年度と元年度のⅢ（１）④「福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点を比較すると、以下のとおりであった。
- 最も得点が上がったのは岡山県（2.3点）、最も得点が下がったのは沖縄県（-2.4点）であった。



保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具・前年度比）

- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、30年度と元年度のⅢ（１）⑤「住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点を比較すると、以下のとおりであった。
- 最も得点が上がったのは島根県（2.3点）、最も得点が下がったのは長崎県（-0.7点）であった。



8. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進

(運用全般について)

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えている。

養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、①入所措置すべき者の適切な把握、②所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をお願いしたい。

(運営費について)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、運営費及び30人以上の定員の施設に係る整備費が一般財源化されており、その役割を適切に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密な連携をお願いしたい。

併せて、昨年10月の消費税率の引上げに係る地方財政措置の対応については、地方交付税において措置されていることを踏まえ、各自治体においては、福祉担当部局と財政担当部局との密接な連携を図りつつ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、適切な改定をお願いしたい。

(令和元年9月6日付事務連絡「消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて」参照)

(2) 養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

養護老人ホームへの入所については、本年7月に、居住に課題を抱える者を対象として、空床を活用し収容の余力がある場合に限り、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所が可能である旨を改めて周知したところである。

また、社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

今後、養護老人ホームにおける契約入所や地域における公益的な取組について、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、好事例の収集や手引きの作成等を行い、各自治体に対して周知する予定としているので、御了知願いたい。

(3) 社会保障・税番号制度<マイナンバー>関連

老人福祉法による措置を行った市町村は、被措置者の前年の収入に応じて措置に要する費用を徴収することとされており、これまでは、本人等から年金関係情報が確認できる書類等を提出してもらう必要があったが、今後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 19 条第 7 号に基づき、情報連携ネットワークを使用して、日本年金機構等に対して、年金関係情報を照会することが可能となった。

このため、昨年 6 月より、試行運用を実施の上、昨年 10 月より本格運用へ移行する予定であったが、より習熟度を高める観点から、本格運用を延期しているところである。年金関係情報について、情報連携ネットワークを活用している自治体においては、マニュアル等を参考に習熟度の向上に努めるようお願いしたい。

なお、今後のスケジュールとしては、各自治体における実施状況を踏まえつつ、本格運用への移行時期を判断する予定としているので、御了知願いたい。

9 外国人インターンシップの配置基準算定の取扱いについて

介護施設等における外国人材の活用については、技能実習生、EPA（インドネシア、フィリピン、ベトナム）、特定技能の配置基準上の取扱いをお示ししており、これらに従い実施いただいているところである。

外国人のインターンシップ（※）の方の配置基準上の取扱いについては、日本人介護職員と同様、就労と同時に算定して差し支えない取扱いとなるので、必要に応じて情報提供を行っていただきたい。

（※）在留資格「留学」、「特定活動」（継続就職活動）、「特定活動」（就職内定者）の方や、日本でのインターンシップを目的として来日する海外の方で、日本企業等でインターンシップを行われる方。

在留資格等の詳細は入国管理局の以下 URL を参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00109.html

10. 新型コロナウイルス感染症等について

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供しています。

対応にあたっては、新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を持ち、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深め適切な対応を徹底していただくようお願いします。

(参考)

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html